



東京海上日動

商工三団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・
全国中小企業団体中央会）傘下団体会員の皆様へ

ビジネス総合保険制度

ビジネス総合保険制度は、商工三団体の会員向けの「事業活動包括保険」です。

事業活動
全般

挑
戦
を
支
え
る
保
険



事業活動を取り巻くリスクへの



火災・自然災害

建設機械
の破損

火災や台風による
工場・店舗の損害

水災による
設備の損害

給排水設備からの漏水
による店舗休業

食中毒による
営業停止

コンピュータ
システムの停止

情報漏えい

事業活動
主な

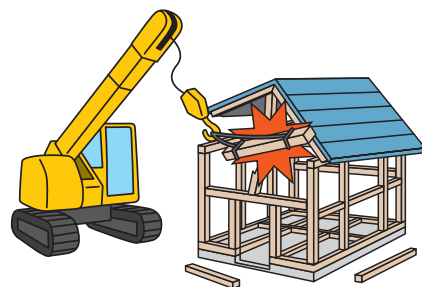


サイバー攻撃

様々なリスクへの備えに、

備えは万全でしょうか？

作業ミス 建物・設備の破損



建設中の建物
の倒壊

建設中に発生した
第三者のケガ

製品の欠陥による
ユーザーのケガ

借用不動産の損壊

作業ミスによる
リース品の破損

取引先の倒産による
債務不履行

業務中の事故による
自社従業員のケガ

その他の事故

※「業務中の事故による自社従業員のケガ」、「取引先の倒産による債務不履行」はビジネス総合保険制度では補償の対象となりません。

を取り巻く
リスク

ビジネス総合保険制度をご検討ください

NEXT >>>

「ビジネス総合保険制度」は

事業内容や社会環境の変化に合わせて、

お客様にぴったりの補償を選んで、

1つのご契約でまとめてご加入できる

保険です。

ビジネス総合保険制度の主な特長

補償のモレ・ダブリがなく
一元管理で
すっきりカンタン

変化するリスクに応じて
ぴったりの補償を
自由に選べる

セット加入による
保険料の割引

充実した
関連サービス

ビジネス総合保険制度の魅力とは

P.05~06

事業活動を取り巻く様々なリスクをまとめて補償!

P.07~08

チェック



事業活動を取り巻くリスク一覧表

P.09~10

それぞれのリスクに対する補償の詳細

賠償責任に関する補償

お客様の事業活動に伴い生じる賠償責任に関するリスクを補償します。

P.12~30

休業に関する補償

お客様の営業が休止または阻害されることによって生じるリスクを補償します。

P.32~39

工事に関する補償

お客様が施工している工事現場内の様々な財物に生じるリスクを補償します。

P.41~46

財産に関する補償

お客様の所有する財産に生じるリスクを補償します。

P.47~55



経営者の皆様へのお役立ち情報

東京海上グループが提供・提案するサービスを掲載しています。あわせてご利用ください。

P.57~58



ご加入に関するご注意事項

補償をご検討される場合はよく読んでお確かめください。

P.59~73



保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いできない場合もございます。補償をご検討される方はよく読んでお確かめください。

P.74~82

冊子に記載されているマークについて



指定されたページに、その内容の詳細を記載しています。



注意事項が記載されていますので必ずご確認ください。



専門的な用語に対して、用語解説ページで解説しています。

ビジネス総合保険制度の魅力とは

1

お客様の**ご要望に合わせてぴったりの補償**を
モレやダブリなく**1つの保険**でまとめてご加入いただけます。

従来の保険契約

ビジネス総合保険制度

モレやダブリがないか不安

ご加入手続きが
保険ごとに必要



賠償責任に関するリスク

休業に関するリスク*1

工事に関するリスク*1*2

財産に関するリスク

スッキリ!

安心の
自動セット

ニーズに
応じて選択

補償の重複がなく、
ご加入手続きを一本化!

※労働災害に備える保険については、超Tプロテクション(業務災害総合保険)、労働災害総合保険または超Tプロテクション(業務災害総合保険)の団体契約を用意していますので、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

3

お客様の**経営**に役立つ、**充実した関連サービス**を
ご用意しています。

P.21

賠償責任に関する補償

サイバーリスク
緊急時ホットライン
サービス

サイバートラブルを直接サポート!

P.46

工事に関する補償

i-Construction
推進支援サービス

工事現場のICT化を推進!

P.55

休業・工事・財産に関する補償

早期災害復旧支援

(安定化処置費用補償特約*3)

被害の早期復旧をアシスト!

*1 建設業の場合は、「賠償責任に関する補償」に加え、「休業に関する補償」または「工事に関する補償」のいずれかの付帯が必須です。

*2 「工事に関する補償」には「修理費あんしん補償特約」が自動セットされます。

*3 「安定化処置費用補償特約」の詳細は、休業に関する補償はP.37およびP.66を、工事に関する補償はP.44およびP.69を、財産に関する補償はP.52およびP.72をご確認ください。

*4 「財産に関する補償」の地震危険補償特約、「休業に関する補償」の地震休業補償特約の保険料は、割引の対象外です。

*5 団体割引25%*7、条項セット割引5%*7、超Tプロ割引3%、自動車優良割引3%を適用した場合

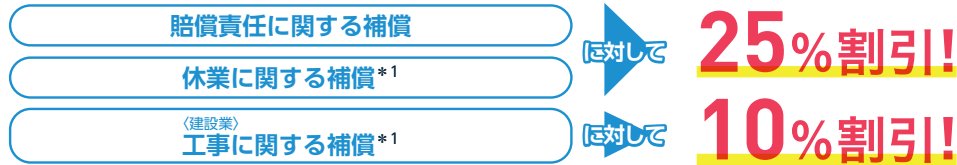
【計算式】 $(1-25\%(\text{団体割引})) \times (1-5\%(\text{条項セット割引})) \times (1-3\%(\text{超Tプロ割引})) \times (1-3\%(\text{自動車優良割引})) \div 0.67 \rightarrow \text{最大約}33\% \text{割引}$

お客様の保険料のご負担を軽減する おトクな割引制度をご用意しています*4。

お客様の保険料のご負担を軽減する4つの割引制度をご用意しています。*4すべての割引が適用される場合、保険料が最大約33%割安になります。*5 *6

団体割引

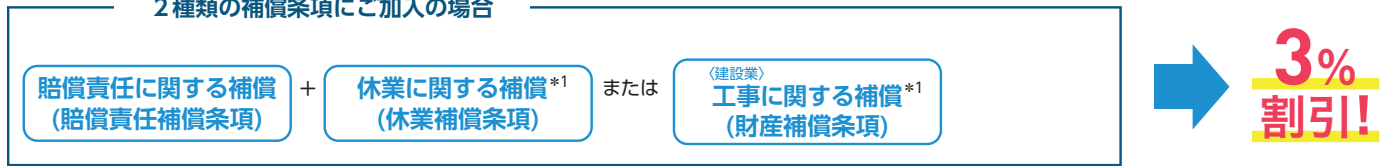
3つの「基本となる補償」について、以下の割引を適用します。



条項セット割引

契約始期日時点でご加入されている補償条項の数に応じて、以下の割引を適用します。

2種類の補償条項にご加入の場合



3種類の補償条項にご加入の場合



超Tプロ割引

契約始期日時点で、以下のいずれかに該当する場合

- ①東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)をご契約の場合
- ②東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)の団体契約(あんしんプロテクトW、経営ダブルアシスト等を含みます。)にご加入の場合

3%割引!

自動車優良割引

契約始期日時点で、10台以上の自動車を東京海上日動幹事の自動車保険でご契約*8の場合

3%割引!

※上記に記載している割引率は東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

P.57

共通

インバウンドビジネス 支援サービス

インバウンド対応をサポート!

P.57

共通

弁護士ドットコム プレミアムサービス

法律トラブル解決を支援!

P.58

その他海外展開支援サービスや
リスクコンサルティング
サービスも!

*6 この割引率は東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

*7 団体割引は「賠償責任に関する補償」「休業に関する補償」に25%、「工事に関する補償」に10%適用します。

また、条項セット割引は2種類の補償条項にご加入の場合に3%、3種類の補償条項にご加入の場合に5%適用します。

*8 優良割引適用のフリート契約*9に限りです。

*9 フリート資格審査期間(総付保台数10台到達日から第1回料率審査日の前日までの期間)中の場合は、各自動車のノンフリート等級割引・割増率の平均が割引となれば優良割引適用契約とみなします。

事業活動を取り巻く様々なリスクをまとめて補償!

ビジネス総合保険制度なら、様々なリスクを

基本となる補償

賠償責任 のリスク



休業 のリスク



〈建設業の場合〉
どちらか一方を選択可

工事 のリスク



財産 のリスク



オプション補償

その他 のリスク



賠償責任に関する補償

お客様の事業活動に伴い生じる賠償責任に関するリスクを補償します。

P.12

休業に関する補償

お客様の営業が休止または阻害されることによって生じるリスクを補償します。

P.32

工事に関する補償

お客様が施工している工事現場内の様々な財物に生じるリスクを補償します。

P.41

財産に関する補償

お客様の所有する財産に生じるリスクを補償します。

P.47

その他の補償

リスクに合わせて別の商品をご案内します。代理店または東京海上日動までご相談ください。

例えば…

- ・労働災害に備える保険
- ・自動車事故に備える保険
- ・取引先の倒産等に備える保険 等

1つの保険でまとめて補償することができます!

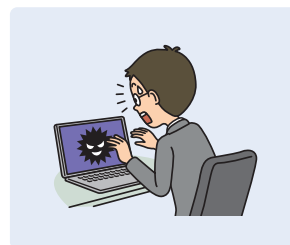
例えば、このような事故を補償することができます!

サイバー攻撃により、取引先のデータを破損させた。

標的型メールによって自社のコンピュータシステムがウイルスに感染。取引先にもデータ提供時のUSBを経由して感染が広がり、取引先のデータを消失させた。損害賠償・対応費用に加え、取引先の逸失利益も加わり、**損害額は3,000万円以上**となった。

他にも…

- ・点検作業中の配管を破損した。
- ・賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。

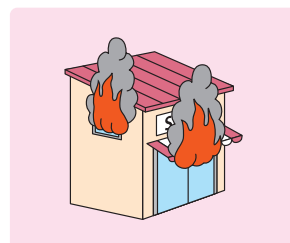


店舗で火災が発生し、休業した。

復旧までの期間の休業損失と仮店舗の賃借費用等で、**約1,000万円の損失**が生じた。

他にも…

- ・給排水管からの水濡れによって、店舗が水浸しとなり休業した。
- ・食中毒が発生し、営業停止した。



台風により建築中の建物が倒壊した。

工事のやり直しが必要となってしまう、**約1,000万円の損害**が生じた。

他にも…

- ・工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。
- ・出入り業者の車が工事現場に突っ込み工事用仮設物が破損した。

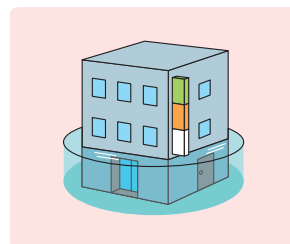


豪雨により事務所が床上浸水した。

建物だけでなく、設備や什器、商品にも大きな被害が出てしまい、**約1,500万円の損害**が生じた。

他にも…

- ・事務所に車両が衝突し、外壁が破損した。
- ・現金が盗難され、被害が出た。



例えば、労災事故に関するリスクには…

従業員の労災事故や使用者としての責任に備えるために

「超Tプロテクションまたは超Tプロテクション(業務災害総合保険)の団体契約」をご案内します。



「超Tプロテクションまたは超Tプロテクション(業務災害総合保険)の団体契約」
想定される事故例






従業員が業務中にくも膜下出血で倒れ、緊急搬送された後に死亡した。亡くなる直前は月150時間超の残業をしており、会社は使用者責任を問われ遺族から損害賠償請求を受けた。会社側の安全配慮義務違反が認定され、賠償金8,000万円を支払い示談となった。







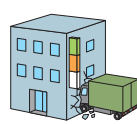
補償を検討したいリスク



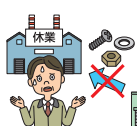

チェックしたリスクに対しての補償内容は、以降のページでご確認ください。

賠償責任に関するリスク



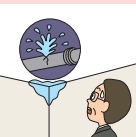

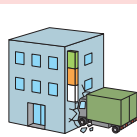
<p>① 施設や事業活動の遂行による損害賠償</p>  <input type="checkbox"/>	<p>② 製造・販売・提供した商品や作業の結果による損害賠償</p>  <input type="checkbox"/>	<p>③ 管理中の財物・作業を加えている財物の損壊による損害賠償</p>  <input type="checkbox"/>	<p>④ 借用している不動産の損壊による損害賠償</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑤ サイバー攻撃や情報漏えいによる費用や損害賠償</p>  <input type="checkbox"/>
---	---	---	--	--

休業に関するリスク

<p>① 火災、落雷、破裂・爆発による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>② 風災、雹災、雪災による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>③ 給排水設備事故の水濡れ等による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>④ 騒擾、労働争議等による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑤ 車両・航空機の衝突等による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>
--	---	---	--	---

<p>⑩ その他偶然な破損事故等による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑪ 食中毒による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑫ 仕入先・納品先の被害による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑬ サイバー攻撃による休業損失</p>  <input type="checkbox"/>
--	--	--	---

財産に関するリスク

<p>① 火災、落雷、破裂・爆発による損害</p>  <input type="checkbox"/>	<p>② 風災、雹災、雪災による損害</p>  <input type="checkbox"/>	<p>③ 給排水設備事故の水濡れ等による損害</p>  <input type="checkbox"/>	<p>④ 騒擾、労働争議等による損害</p>  <input type="checkbox"/>	<p>⑤ 車両・航空機の衝突等による損害</p>  <input type="checkbox"/>
--	---	---	--	---

をチェックしていきましょう!

P.12~30

6 リコールの発生時の費用や損害賠償



7 被害を受けた時に弁護士に相談する費用等



P.32~39

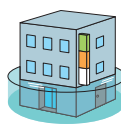
6 建物の外部からの物体の衝突等による休業損失



7 盗難による休業損失



8 水災による休業損失



9 電氣的・機械的
事故による
休業損失



建設業の方向け

工事に関するリスク

P.41~46

1 工事現場の財物の不測かつ突発的な事故による損害



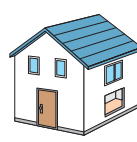
2 工事現場の支給材料に生じた損害



3 工事現場の工事用仮設備および工事用機械器具に生じた損害



4 保証期間中の修補作業の過失等による財物の損害



5 工事現場への輸送中の資材に生じた損害



6 建物の外部からの物体の衝突等による損害



7 水災による損害



8 盗難による損害



9 電氣的・機械的
事故による損害



10 その他偶然な破損事故等による損害



賠償責任に関する補償

お客様の事業活動に伴い生じる賠償責任に関するリスクを補償します。

ご加入方法

ステップ1 7つの基本補償から必要な補償を選択します。

ただし、基本補償①または②のいずれか一方と基本補償⑤には必ずご加入いただく必要があります。

基本補償 🔍 P.15

いずれか一方を必ずご選択いただきます

基本補償 ① 施設・事業活動遂行事故 の補償	基本補償 ② 生産物・完成作業事故 の補償	基本補償 ③ 管理下財物事故 の補償
基本補償 ④ 借用不動産 損壊事故の補償	基本補償 ⑤ サイバー・ 情報漏えい事故 の補償	基本補償 ⑥ リコール事故 の補償
サイバー・情報漏えい事故の補償 いずれか一つを必ずご選択いただきます		基本補償 ⑦ 弁護士費用等 (事業用)の補償

自動セットされる特約 事故対応費用補償特約 追加特約(賠償責任条項用) 🔍 P.27

ご選択いただいた基本補償に応じて自動セットされる特約

- 財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 🔍 P.23
- 対物超過復旧費用補償特約 🔍 P.24



ステップ2 基本補償と関連するオプション(特約)を選択します。

お客様のご要望に合わせて様々なオプション(特約)をご用意しています。

オプション 🔍 P.27

例えば…

オプション 人格権・宣伝侵害事故 補償特約	オプション 被害者治療費用補償特約	オプション 地盤崩壊事故補償特約
オプション 不良完成品・不良製造加工品 事故補償特約	オプション 不良品・納期遅延による 他人の経済損害事故補償特約	

※その他のオプション(特約)も含め、補償内容はP.27～P.30に掲載していますので、ご確認ください。

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

賠償責任に
関する補償

休業に関する補償

工事に関する補償

財産に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご加入に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない主な場合

用語解説

ご加入にあたっての
ご注意事項

賠償責任に関する補償

賠償責任の7つの基本補償

それぞれの基本補償は、お客様のご要望に合わせて自由に組み合わせることができます。

基本補償 P.15

基本補償 ① 施設・事業活動遂行事故の補償 P.15

貴社が所有・使用・管理する施設や
事業活動の遂行により生じた対人・対物事故の
損害賠償責任を補償します。

事故例

- 店舗の看板が落下し、通行人がケガをした。
- 建設現場で工具が落下し、通行人がケガをした。



基本補償 ② 生産物・完成作業事故の補償 P.16

貴社が製造・販売・提供した商品・製品や
貴社が行った工事・作業等の事業活動の結果により
生じた対人・対物事故の損害賠償責任を補償します。

事故例

- 製造・販売した自転車に欠陥があり、利用者がケガをした。
- 修理ミスにより電子レンジが異常過熱し、利用者がヤケドをした。



基本補償 ③ 管理下財物事故の補償 P.17

貴社が使用・管理・占有している財物や、作業を加えている
財物の損壊等が発生した場合の損害賠償責任を補償します。

事故例

- 点検作業中の配管を破損した。
- 修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で焼損した。

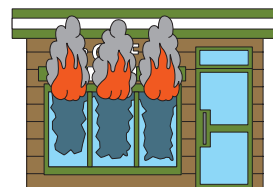


基本補償 ④ 借用不動産損壊事故の補償 P.19

借用している不動産が、不測かつ突発的な事由により
損壊した場合の損害賠償責任を補償します。

事故例

- 賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。
- 賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。



基本補償①／②のいずれかを必ず選択

基本補償 ⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償 自動セット

いずれか一つを必ずご選択いただきます

サイバーエントリープラン

限定プラン

通常プラン

サイバー攻撃や情報漏えい等が発生した場合の損害賠償責任のほか、発生原因の調査費用等を補償します。



事故例

- コンピュータシステムがウイルスに感染。取引先にもデータ提供時のUSBを経由して感染が広がり、データを消失させた。
- 顧客情報を管理するサーバがサイバー攻撃を受け、外部業者に依頼しコンピュータシステムを復旧する費用、被害の原因や被害範囲を調査する費用を支出した。

基本補償 ⑥ リコール事故の補償

貴社が製造・販売等を行った商品・製品のかしによって対人・対物事故(またはそのおそれ)が生じ、リコールを実施する場合の回収費用等を補償します。



事故例

- 製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。
- 製造した加工食品の賞味期限が誤って表示されていたため、回収を行った。

基本補償 ⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

貴社が対物被害や業務妨害の被害を受けたり、貴社の従業員が対人被害を受けた場合の法律相談費用・弁護士費用を補償します(弁護士費用については、対人・対物被害のみ補償対象です。)



事故例

- 従業員がバイクでの配達業務中に、自動車に追突され、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
- 顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。対処方法について法律相談を行った。

⚠️ ご注意いただきたいポイント

- 一部の費用に関する補償を除き、保険金のお支払い対象となるのは、被保険者が**法律上の損害賠償責任**を負担する場合に限りです。
- 賠償責任に関する補償において、保険会社がお客様に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。被害者の方との示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ東京海上日動の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。



基本補償 ① 基本補償 ② 基本補償 ③

次の業種特有のリスクも補償の対象となります。

- ・工事業
- ・クリーニング業務
- ・介護業務
- ・シルバー人材センター
- ・警備業務
- ・人材派遣業務
- ・居宅介護支援業務

賠償責任に関する補償

いずれか一方を必ず

基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

- 以下の事由に起因する対人・対物事故^②について、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

①日本国内の施設^②の所有、使用または管理

事故例

- 店舗の看板が落下し通行人がケガをした。
- 工場のタンクが爆発し近隣の建物が破損した。



②日本国内における事業活動の遂行

事故例

- 誤ってコーヒーをこぼし、来店客の洋服を汚した。
- 足場の架設工事中、誤って工具を落としてしまい、通行人にケガをさせた。



さらにこんな事故も…

従業員等所有自動車^②の使用または管理

事故例

- 従業員がマイカーで取引先に向かう途中、通行人に衝突した。従業員のマイカーの自動車保険は失効しており、賠償資力がなかったことから被害者は雇用主に対して損害賠償請求した。



日本国内の作業場^{*1}の内部における作業場内専用車^②*2の使用または管理

事故例

- 道路工事の作業現場内でクレーン車を操作していたところ、隣接する建物の塀に接触し、塀が破損した。



記名被保険者^②の日本国外における一時的な^{*3}事業活動の遂行^{*4*5}

事故例

- 海外出張中、取引先の置物を落として破損した
- 海外での商談中、コーヒーをこぼし、商談相手にヤケドを負わせた。

国外事業活動事故



自動セットされる補償

対物超過復旧費用の補償

データ損壊事故の補償

財物損壊を伴わない使用不能損害事故の補償

➕ P.23

セットできるオプション

人格権・宣伝侵害事故補償特約

被害者治療費用補償特約

地盤崩壊事故補償特約

託児による0歳児の身体障害補償特約

代位求償権不行使特約(賠償責任条項用)

➕ P.27

⚠ 従業員等所有自動車^②の使用または管理の補償に関してご注意いただきたいポイント

- 本補償は、従業員等が事業活動の遂行を目的として自身の所有・常時使用する自動車・原動機付自転車を運転中に発生した対人・対物事故^②(軌道上を走行する他人の陸上の乗用具の運行不能を含みます。)について、記名被保険者^②(事業者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。したがって、従業員等自身が負う賠償損害は補償の対象外です。
- また、自賠責保険契約^②・自動車保険契約^②が締結されている場合は、損害の額がその自賠責・自動車保険契約により補償される金額を超える部分のみが、本補償でのお支払いの対象となります。
- 自動車保険とは異なり、本補償には保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

⚠ ご注意いただきたいポイント

- 基本補償②、③または④で対象となる事故は、補償の対象外です。
- 被保険者^②相互間における他の被保険者^②は「他人」とみなすため、対物事故について被保険者^②である下請負人が記名被保険者^②に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等も、補償の対象となります。

ご選択いただきます

基本補償 ② 生産物・完成作業事故の補償

● 以下の事由に起因する対人・対物事故^①について、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

①日本国内にある生産物^③

事故例

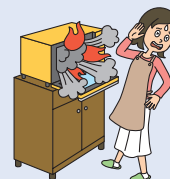
- 製造・販売した自転車に欠陥があり利用者がケガをした。
- 製造した家電が安全性を欠いていたために、家を焼失させた。
- 製造・販売した弁当により集団食中毒が発生した。



②日本国内における事業活動の結果^④

事故例

- 修理ミスにより電子レンジが異常過熱し、利用者がヤケドをした。
- 工事ミスにより設置工事をした看板が落下し、下に駐車してあった自動車を破損した。



さらにこんな事故も…

被保険者^②以外の者により日本国外に 持ち出された生産物^⑤ *5*6

国外流出生産物事故

事故例

- 国内向けに製造したドライバーに欠陥があり、旅行者が海外で使用中に発火。宿泊施設の一部を焼失させた。
- 成分配合を誤った国内向け化粧品がホームステイ先へのお土産として海外に持ち出され、使用した人の肌がかぶれた。



自動セットされる
補償

対物超過復旧費用
の補償

財物損壊を伴わない
使用不能損害事故の補償

⊕ P.23

セットできる
オプション

人格権・宣伝侵害事故
補償特約

被害者治療費用
補償特約

不良完成品・不良製造加工品
事故補償特約

生産物・仕事の目的物
損壊事故補償特約

不良品・納期遅延による
他人の経済損害事故補償特約

代位求償権不行使特約
(賠償責任条項用)

⊕ P.27

⚠️ ご注意いただきたいポイント

- 土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または浚渫工事の結果に起因する損害は、補償の対象外です。
- リコール事故に伴う費用は、被保険者^②が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、補償の対象外です。基本補償^⑥で補償します。
- 生産物・完成作業事故においては、販売人(記名被保険者^②が販売または提供を直接委託している者をいいます。)および部品等製造業者も被保険者^②に含まれます。ただし、販売人が生産物^③または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故について販売人が負担する法律上の損害賠償責任は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

*1 被保険者^②が日本国内において事業活動を行っている場所であって、警備員の配置、フェンス・カラーコーン・ロープの設置等により、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
 *2 作業場内専用車^⑦の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約^⑧または自動車保険契約によりお支払いされるべき保険金の合算額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。
 *3 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。
 *4 被保険者^②が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故については、補償の対象外です。
 *5 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。
 *6 被保険者以外の者は、日本国内に住所を有する者に限ります。また、輸出用製品(その構成部品・原材料を含みます。)として製造・販売・提供された生産物^③は補償の対象外となります。

賠償責任に関する補償

基本補償 ③ 管理下財物事故の補償

- 以下の事由に起因する被保険者^②の管理下財物^②の損壊等^②について、被保険者^②がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害*1に対して、保険金をお支払いする補償です。**①～⑥**の事故が保険金のお支払いの対象となります（**③～⑥**の事故は、補償の有無を選択することができます。）。

①日本国内の施設^②の所有、使用または管理 ②日本国内における事業活動の遂行

- コインロッカー等に一時的に収納された利用者の財物に損壊等^②が発生した場合において、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担しないときは、被保険者^②が慣習として支払う見舞金に対して、保険金をお支払いします。（**⑦**コインロッカー等収納品見舞費用）

①管理下財物事故 (②～⑥以外)

事故例



- 修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。
- 入店時に預かったベビーカーが管理不備によって盗まれた。
- 販売したエアコンの据付作業中、穴の開け方を誤り壁を破損した。

②現金・貴重品事故

事故例



- クロークで預かった貴重品を紛失した。
- 別の美術館から借りて展示していた美術品が、管理不備のため火災で焼失した。

⑦コインロッカー等 収納品見舞費用

事故例



- ゴルフ場に設置したコインロッカーがピックアップされ、現金が盗まれた。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。

③管理自動車事故*2

事故例



- ホテルの宿泊客から預かった自動車を駐車場で移動させる際、壁にぶつけて破損した。
- 管理不備によって、預かっていた自動車が修理工場から盗まれた。
- 洗車のために預かった車に洗車器具をぶつけ、ボンネットに傷をつけてしまった。

④自動車使用不能損害事故*2

事故例



- 点検のために預かっていた自動車を破損させ納期が遅延。代車費用が発生した。

選択自由の事故

⑤リース・レンタル財物損壊事故

事故例



- レンタルしたパソコンを移動中に破損した。
- リースした建設機械を工事現場内で使用中、誤って転倒させて破損した。

⑥支給財物事故

事故例



- エアコンの設置工事において、委託元から支給されたエアコンを工事中に破損した。
- 建設工事において、発注者から支給された資材が、管理不備によって夜間に資材置場から盗まれた。

自動セットされる
補償

対物超過復旧費用
の補償

データ損壊事故
の補償

+ P.23

セットできる
オプション

地盤崩壊事故
補償特約*3

リース・レンタル財物
盗取・詐取事故補償特約

代位求償権不行使特約
(賠償責任条項用)

+ P.27

- **①、③、④**については、記名被保険者^②の日本国外における一時的*4な事業活動の遂行に起因する被保険者^②の管理下財物^②の損壊等^②について、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害*1に対しても、保険金をお支払いします。*5(国外管理下財物事故)

- 1～6の事故で補償対象となる被保険者^①の管理下財物^②および補償の範囲は、次のとおりです。

◎:補償します ○:補償有無を選択できます ×:補償しません

事故の種類	対象となる管理下財物 ^② (被保険者 ^① のものに限ります。)	1 滅失・ 破損・汚損	2 紛失・ 盗取・詐取	左記1・2による使用不能	
				右記以外の目的で 預かる場合	保管・修理・点検・加工・整備を 目的として預かる場合
1 管理下財物事故 (2～6以外)	下記以外の財物	◎	◎	◎	×
2 現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物	◎	◎	◎	×
3 管理自動車事故	管理自動車 ^③ (リースカーおよびレンタカーを除きます。)	○	○	○	
4 自動車使用不能損害事故	保管・修理・点検・加工・整備を目的として管理する管理自動車 ^④ (リースカーおよびレンタカーを除きます。)				○
5 リース・レンタル財物損壊事故	リース・レンタル財物 ^⑤	○	×	×	×
6 支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された支給財物 ^⑥	○	○	×	×

⚠️ ご注意いただきたいポイント

- リース・レンタル契約に基づいて借用したリースカー、レンタカー、パワーショベル等の車両の損壊^⑦については、5 リース・レンタル財物損壊事故で補償の対象となります。3 管理自動車事故では補償の対象なりません。
- 2～6については、個別の支払限度額^⑧・免責金額^⑨が適用されます。詳細は、P.62をご確認ください。
- 被保険者^①が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品は、補償の対象外です。基本補償^⑩で補償します。

- *1 記名被保険者^①以外の被保険者^①の管理下財物^②(記名被保険者^①の管理下財物^②を除きます。の)の損壊等^⑦については、その被保険者^①が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- *2 3と4はセットでの補償となります。
- *3 基本補償^①を同時にご加入いただいた場合にセットできます。
- *4 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。
- *5 被保険者^①が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故および日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

賠償責任に関する補償

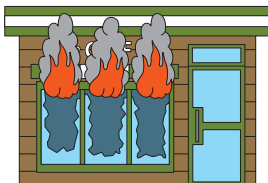
基本補償 ④ 借用不動産損壊事故の補償

- 日本国内で発生した不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。
- 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、不測かつ突発的な事由により借用不動産に生じた損壊について、被保険者が負担する借用不動産修理費用に対して、保険金をお支払いします。

①借用不動産の損壊による損害賠償

事故例

- 賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。



②借用不動産修理費用

事故例

- 賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。



- 対象とする借用不動産の範囲に応じて、「包括型」「選択型」のいずれかのご加入方式を選択していただけます。

	包括型	選択型
補償対象となる借用不動産の範囲	すべての借用不動産	特定の借用不動産 (ご加入時に設定いただけます。*1)
保険期間	1年	1年
支払限度額	すべての借用不動産で同一の支払限度額を設定いただけます。 (すべての借用不動産で支払限度額を共有します。)	保険の対象とする借用不動産ごとに支払限度額を設定いただけます。
保険期間中に借用不動産の増減が発生した場合のお手続き	変更の手続きは不要です (保険期間中に新たに借用する不動産が生じた場合でも自動的に補償対象となります。)	保険の対象とする借用不動産を追加・削除する場合は、変更の手続きが必要です。
ご加入条件	「財産に関する補償」のご加入は必須ではありません。	対象とする借用不動産について、必ず「財産に関する補償」とセットでご加入いただけます。

セットできる
オプション

代位求償権不行使特約
(賠償責任条項用)

➕ P.27

基本補償 ⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償 自動セット


- サイバー・情報漏えい事故 に起因して、被保険者 が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です*2。
- 被保険者 が負担するサイバー・情報漏えい事故対応費用 を補償します。
- 選択いただいたプランに応じて、次の①～⑤の損害が保険金のお支払いの対象となります(補償プラン表をご確認ください。)

1. 損害賠償責任に関する損害

① IT業務 に起因 IT事業者のお客様におすすめして生じた損害賠償

事故例

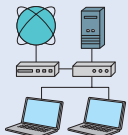
- 取引先に納品したソフトウェアにセキュリティ上の欠陥があり、ソフトウェアを導入した取引先のパソコンがウイルスに感染した。取引先のパソコンのデータが消失し、4日間営業が停止したとして、取引先から賠償請求された。



② ITユーザー行為 に起因して生じた損害賠償

事故例


- 自社コンピュータシステムを経由して取引先の製造ラインがサイバー攻撃(踏み台攻撃)を受け、取引先の受注システムに障害が発生して3日間営業を停止させた。自社のセキュリティの脆弱性が原因として、取引先から賠償請求された。
- コンピュータシステムがウイルスに感染。取引先にもデータ提供時のUSBを経由して感染が広がり、データを消失させた。



③ 情報の漏えい またはそのおそれによる損害賠償

事故例


- 顧客の個人情報記録が保管されたサーバがサイバー攻撃を受け、大量の個人情報が盗まれた。数日後、一部の顧客からプライバシーの侵害を理由に賠償請求された。



④ サイバー攻撃 に起因して生じた対人・対物事故 *3による損害賠償

事故例

- 店舗の自動ドアを制御するシステムがサイバー攻撃を受けて誤作動し、来店した顧客がケガをした。




2. 費用に関する損害(サイバー・情報漏えい事故対応費用)

⑤ セキュリティトラブル 等に対応するための各種費用

- サイバー・情報漏えい事故 が発生した際のコンピュータシステム遮断費用、原因調査費用、データ等復旧費用、訴訟対応費用等のサイバー・情報漏えい事故対応費用 を補償します(訴訟対応費用以外の費用は、事故対応期間 に生じたものに限りです。)

事故例

- 顧客へのダイレクトメールの作成・発送を委託した外部の業者が顧客情報を流出させた。新聞への謝罪広告の掲載、顧客に対するお詫び状の発送のため、多額の費用を支出した。
- 顧客情報を管理するサーバがサイバー攻撃を受け、外部業者にコンピュータシステムの調査(フォレンジック)を委託して、多額の費用を支出した。



● サイバー・情報漏えい事故の補償においては、以下の3つのプランのうち一つを必ずご選択いただく必要があります。

補償プラン表		サイバー エントリープラン	限定プラン	通常プラン
損害の種類				
賠償 損害	① IT業務に起因する損害	×	×	
	② ITユーザー行為に起因する損害	◎	◎ ① 50万円まで	◎
	③ 情報の漏えいまたはそのおそれによる損害	① 50万円まで	◎	
	④ サイバー攻撃に起因する対人・対物損害		◎ ① 50万円まで	
費用 損害	⑤ サイバー・情報漏えい事故対応費用	① 50万円まで	◎ ① 情報漏えい事故以外の費用については50万円まで	◎

* プランごとの支払限度額・免責金額については、P.63もあわせてご確認ください。

*1 選択型の場合、借上社宅および占有面積が6,000㎡以上の借用不動産は保険の対象として設定することはできません。

*2 日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。また、対人・対物事故 *3については、日本国内で発生した場合に限り、補償の対象となります。

*3 財物の紛失・盗取・詐取を含みます。

賠償責任に関する補償

サイバーリスク 緊急時ホットラインサービス

本サービスは、ご加入者の皆様に無料にご利用いただけます。
お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援など、専用の窓口でご支援・アドバイスを実施するサービスです。

緊急時ホットライン サービスの特長

日常のサイバー トラブルからご支援



ウイルス感染等の日常のサイバー
トラブルに、初期アドバイスやリ
モートサポート等を行います。

経験豊富なサイバー 専門家がご支援



インシデント対応の専門家が、事故
対応に精通した保険会社ならでは
の支援を行います。

多様な専門事業者を ラインナップ



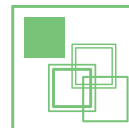
多様な専門事業者の中から、トラブ
ルの状況やお客様のニーズに応じ
て最適な事業者をご紹介します。

初動から再発防止 までご支援



初動対応から保険金請求、さらには
再発防止策の実行に至るまで
ワンストップでご支援します。

保険適用外でも サービス利用可能



仮に保険が適用されない場合でも
サービス利用可能です。
(専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。)



ブ ロ ッ ク サ イ バ ー
0120-269-318

※ご利用の際は、「ご加入者名」「加入者証券番号」を確認させていただきます。

24時間365日対応(年中無休)

ご利用にあたっての主な注意事項

- 本サービスは東京海上日動の「ビジネス総合保険制度」のご加入者様が対象となります。
 - 本サービスは、利用者の損害拡大防止の支援を目的とするものであり、利用者に対し各種トラブルおよびインシデントの解決を東京海上日動が保証するものではありません。また、東京海上日動が提供するサービスの正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものでもありません。
 - 本サービス利用に際して特段の申込手続き等は不要で、利用回数に制限はありません。
 - 東京海上日動は、本サービスに付随または関連して利用者が被ったあらゆる損害については、当該損害が東京海上日動の故意または重過失により生じたものである場合を除き、一切責任を負いません。
 - 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。
- ※詳細は「緊急時ホットラインサービス利用規約」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/jigyoho/cho_business/covenant)をご確認ください。

基本補償 ⑥ リコール事故の補償

- 以下のいずれかのリコールにより記名被保険者^②が負担する新聞、雑誌、テレビ等への社告費用、回収した生産物^③の廃棄費用、代替品の製造原価または仕入原価等のリコール費用^④を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。
- 記名被保険者^②以外の方(販売先等)によって生産物^③の回収等が実施される場合は、リコール費用^④(コンサルティング費用を除きます。)について記名被保険者^②が負担した法律上の損害賠償金や争訟費用^{*1}についてもお支払いの対象になります。

対人・対物事故^①の発生またはそのおそれが生じた生産物^③のリコール

事故例

- 製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

法令^{*2}の規定に基づき、製造・販売等が禁止されている製品等のリコール

事故例

- 販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物^③のリコール

事故例

- 製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

食品・医薬品への異物混入^{*3}またはそのおそれ^{*4}により実施するリコール

事故例

- 従業員が製造過程で加工食品に毒物を混入したことが判明し、回収を行った。



⚠️ ご注意いただきたいポイント

- 回収決定日^{*5}以後1年以内に記名被保険者^②がリコール費用^④を負担することによって被る損害^{*6}が対象となります。
- 保険金のお支払いの対象となるのは、リコールの実施が、**行政庁に対する届出または報告等**(文書によるものに限ります。)、**新聞やテレビ等への社告**(インターネットのみのもは含みません。)、**行政庁の命令**のいずれかにより明らかになった場合に限ります。

基本補償 ⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

- 被保険者^②が被った対人被害^①・対物被害^②および経済的被害^③について、被保険者^②等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

① 対象事故^{*7}による対人被害^①・対物被害^②についての弁護士費用^④、法律相談費用^⑤

事故例

- 従業員がバイクでの配達業務中に、自動車に追突され、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
- 店内でお客様が暴れ出し、店内の机を壊された。損害賠償請求の方法について法律相談を行った。

② 業務妨害等^③による経済的被害^③についての法律相談費用^⑤

事故例

- 顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。対処方法について法律相談を行った。
- SNSで自社に対する根拠のない悪評を書き込まれ、拡散された。対応方法について、法律相談を行った。

⚠️ ご注意いただきたいポイント

- ②について、弁護士費用^④および記名被保険者^②が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関する被害(例:取引先が納品した商品の代金を支払わない)についての法律相談費用^⑤は、補償の対象外となります。

*1 損害賠償責任に関する争訟について記名被保険者^②が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
 *2 「食品衛生法」、「食品表示法」の一部の規定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」をいいます。
 *3 生産物^③が食品または医薬品である場合に本来含有されるべきではないもの(食品および添加物を除きます。)が混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。
 *4 記名被保険者^②に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為を含みます。
 *5 記名被保険者^②または記名被保険者^②以外の方が、生産物^③の回収等の実施およびその時期・方法等を決定した日をいいます。
 *6 生産物^③の回収等が記名被保険者^②以外の方によって実施される場合は、回収決定日^{*5}以後1年以内にその回収等を実施した者に生じた費用について、記名被保険者^②が負担した法律上の損害賠償金または争訟費用^{*1}をいいます。
 *7 日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

賠償責任に関する補償

ご選択いただいた基本補償に応じて自動セットされる特約

基本補償①・②に自動セット

財物損壊を伴わない使用不能損害事故の補償

(財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約)

- 日本国内で発生した他人の財物の全部または一部の使用不能^{*1}について、被保険者[☑]が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。^{*2}
- 保険金をお支払いするのは、基本補償ごとに、以下のいずれかの事故によって発生した他人の財物の使用不能に限ります。

対象となる基本補償	対象となる事故
基本補償①	施設 [☑] の所有・使用・管理または事業活動の遂行に起因して、対人・対物事故 [☑] を伴わずに発生した他人の財物の全部または一部の使用不能
基本補償②	生産物 [☑] または事業活動の結果 [☑] に起因して発生した次のいずれかに該当する事故 <ul style="list-style-type: none">● 対人・対物事故[☑]を伴わずに発生した他人の財物の全部または一部の使用不能● 生産物・仕事の目的物[☑]の損壊[☑]のみが発生し、かつ、生産物[☑]または仕事の目的物[☑]以外の他人の財物に生じた全部または一部の使用不能

*1 使用不能の原因となる事象が、不測かつ突発的に発生した場合に限ります。また、使用不能が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生したものに限りま。

*2 次の財物の使用不能に起因する賠償責任を負担することによって被る損害は、補償の対象外です。

ア.生産物[☑]または仕事の目的物[☑]^{*3}

イ.被保険者[☑]が使用・管理する財物のうち次のもの

(ア)被保険者[☑]が他人から借りている財物

(イ)支給財物[☑]

(ウ)被保険者[☑]が所有・借用する施設において、保管・修理等を目的として受託した財物

(工)運送を受託した貨物

*3 仕事が終了したものに限りま。「終了」とは、仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

基本補償①の事故例

- マンションの建設現場で、操作を誤りクレーンが倒れ、隣接店舗の入口をふさいだため、3日間休業することになった。休業損害を賠償請求された。
- 線路に隣接した店舗の工事中に火災が発生させ、列車への物的被害はなかったが、煙等の影響で列車が運休となった。休業損害について、鉄道会社から賠償請求された。
- お客様のビル内の清掃作業中に、誤ってビルの電気設備を全て停止させた。物的被害はなかったものの、復旧のための専門業者手配に数日かかったため、復旧作業期間中のテナント料について、ビルの所有者から賠償請求された。

基本補償②の事故例

- 販売した空調設備を配送中に誤って壊してしまっが、それに気づかずに納品した。損傷部分が原因で、使用中に大量の煙が発生し、工場のラインがストップした。休業損害について賠償請求を受けた。
- 施工した看板に不備があり、設置後に看板が傾いた。看板が修理されるまでの間、危険性があるとして入居しているテナントが休業せざるを得なくなり、休業損害について、賠償請求された。



基本補償①～③に自動セット

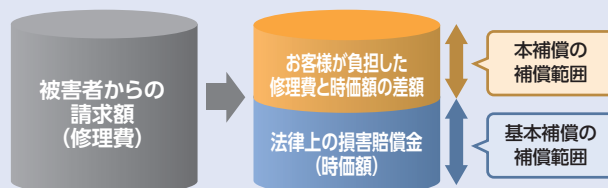
対物超過復旧費用の補償 (対物超過復旧費用補償特約)

- 他人の財物の損壊等^④に起因して法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合、原則として損壊等^④が発生した財物の時価額^{*4}が限度ですが、財物が古いものである場合等には、修理費が時価額^{*4}を超えることがあります。被害者から時価額^{*4}を超える修理費を請求され、被害者との示談交渉が難航し、被保険者^④が時価額^{*4}を超える修理費を負担せざるを得ないケースが発生した場合に、「修理費と時価額^{*4}の差額」^{*5}を限度に保険金をお支払いします。^{*6}
- ただし、次のいずれかの場合は、「再調達価額^{*7}と時価額^{*4}の差額」^{*5}を限度として保険金をお支払いします。
 - ①被害を受けた財物が修理不能であり、再築または再取得する場合
 - ②被害を受けた財物の修理費が再調達価額^{*7}を上回る場合(再築・再取得した方が修理をするよりも費用が割安なケース)
- この補償では、**1事故につき50万円**を限度として保険金をお支払いします。

*4 事故の生じた地および時における財物の価額をいいます。一般的には、再調達価額^{*7}から経年や使用による消耗分を差し引いた額となります。
 *5 過失相殺が適用される事故の場合は、修理費または再調達価額^{*7}と時価額^{*4}の差額から、相手方の過失分を差し引いた額とします。
 *6 基本補償③管理下財物事故の補償については、リース・レンタル財物に生じた損壊等^④により負担する対物超過復旧費用は補償の対象外です。
 *7 財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

事故例

- 建設会社が、ビルを施工中に誤って仮設材を落下させ、ビルの隣に駐車していた自動車を損壊してしまった。
被害者から「車の修理費全額を支払うのは当然だ」と時価額を超える修理費全額を請求されたため、建設会社は発注者にクレームがいくことをおそれ、賠償金としての時価額に加え、やむなく修理費との差額を支払った。



基本補償①・③に自動セット

データ損壊事故の補償 (追加特約(賠償責任条項用))

- データ損壊事故^{*8}について被保険者^④が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- ただし、保管・修理等を目的として管理する財物に記録等されたデータ・プログラムについては、管理自動車^④の運行に関連するデータ・プログラムの滅失・破損のみ補償対象です。たとえば、修理のために預かったパソコンのデータを誤って消去してしまった場合は、補償対象外です。

*8 他人のデータ・プログラムの滅失または破損が、有体物の損壊^④を伴わずに発生した事故をいいます。なお、コンピュータシステムの操作ミスやサイバー攻撃等によるデータ・プログラムの滅失または破損については、サイバー・情報漏えい事故^④として補償されます。詳細は、P.20をご確認ください。



基本補償①の事故例

- ビルメンテナンス事業者が、ビルの清掃作業中に誤ってコンピュータの電源プラグを抜いてしまい、保存されていたデータが消失した。

基本補償③の事故例

- 自動車修理工場が、修理のために預かっていた自動車のドライブレコーダーを脱着したところ、ドライブレコーダー自体に損壊は無かったが、記録されていたデータが消失した。




➔ 工事業のお客様については、基本補償②生産物・完成作業事故の補償においても、データ損壊事故^{*8}が補償の対象となります。詳細は、P.25をご確認ください。

賠償責任に関する補償

お客様の業種特有のリスクの一部も自動的に補償!

基本補償に加えて、下記の業種のお客様については、ご加入いただく基本補償によって、業種に応じて発生する固有のリスクの一部も自動的に補償の対象となります。

業務	対象となる事故・事由	
<p>工事業</p> 	<p>データ 損壊事故*1</p>	<p>基本補償 ②</p> <p>被保険者☑が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)において、データ損壊事故*1が発生したことにより、被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(工事業による事故に限り、基本補償②生産物・完成作業事故の補償においても、データ損壊事故が補償の対象となります。)</p>
<p>警備業務</p> 	<p>基本補償 ①</p> <p>以下の事由について、被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取 ・警備業務による自動車等の所有・使用・管理に起因する警備対象物の損壊等☑ 	
	<p>基本補償 ②</p> <p>警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取が発生したことについて、被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	
	<p>基本補償 ③</p> <p>以下の事由について、被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者☑が運送を受託した警備対象物の損壊等 ・保管・修理等を目的として寄託された警備対象物について、保管施設外で発生した警備対象物の損壊等☑ ・警備対象物である付属品☑のうち、カーナビゲーションシステムまたはETC車載器等の損壊等☑ 	
<p>クリーニング業務</p> 	<p>基本補償 ③</p> <p>洗濯物の誤配について、被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	
<p>人材派遣業務</p> 	<p>不誠実行為 事故</p>	<p>基本補償 ①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者☑の日本国内における事業活動には、派遣労働者が派遣先において行う仕事を含みます。 ・記名被保険者☑の日本国内における人材派遣業務について、記名被保険者☑の使用者による不誠実行為*2に起因して他人の財産が不法に領得されたことにより、領得された財産について記名被保険者☑が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

業務	対象となる事故・事由		
<p>介護業務</p> 	<p>行方不明時 使用不能 損害事故</p>	<p>基本補償①</p> <p>記名被保険者が日本国内における介護業務について、認知症またはその疑いのある介護サービス利用者が行方不明となった場合にその者の行為(介護サービスの遂行中に発生したものに限り。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。)に起因して、他人の財物が使用不能となったことにより、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。ただし、他人の財物の使用不能が対人・対物事故を伴わずに発生した場合に限り。</p>	
	<p>特定感染症 事故</p>	<p>基本補償①</p> <p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設*3において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症の病原体に感染した場合に、記名被保険者がこれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。*4</p>	
	<p>サービス 利用者搜索 事故</p>	<p>基本補償①</p> <p>介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となり、記名被保険者がこれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、警察署長へ行方不明者にかかる届出が行われた場合に限り。</p>	
<p>居宅介護支援業務</p> 	<p>経済的事故</p>	<p>基本補償①</p> <p>記名被保険者の日本国内における居宅介護支援業務について、要介護・要支援状態にある者または介護予防・生活支援サービス事業の対象者の財産に対して金銭上の損害を与えたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	
<p>シルバー人材センター</p> 	<p>基本補償①</p>	<p>基本補償② 基本補償③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者の日本国内における事業活動には、記名被保険者が正会員に対して提供する仕事を含まず。 ・記名被保険者が正会員に対して提供する仕事において発生した事故について、正会員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、労働者派遣契約に基づき派遣された正会員が派遣先において行う仕事は含まれません。 	

*1 他人のデータ・プログラムの滅失または破損が、有体物の損壊を伴わずに発生した事故をいいます。なお、コンピュータシステムの操作ミスやサイバー攻撃等によるデータ・プログラムの滅失または破損については、サイバー・情報漏えい事故として補償されます。詳細は、P.20をご確認ください。

*2 日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

*3 訪問介護先の個人宅を除きます。

*4 同一の事故について、休業に関する補償の「感染症補償特約」でも補償される場合は、同特約から優先して保険金をお支払いします。

賠償責任に関する補償

様々な特約をご用意しています!

基本補償に加えて、お客様のご要望に応じて必要なオプションをセットすることができます。

自動セットされる特約

以下の特約は、ご加入時に自動的にセットされます。

追加特約(賠償責任条項用)

お客様の業種に応じた固有のリスクの補償の追加等、補償を一部拡大・縮小する特約です。

主な補償内容は以下のとおりです。

- 日本国内の作業場の内部における作業場内専用車の所有、使用または管理に関する事故の補償 **+** P.15
- 従業員等所有自動車の使用または管理に関する事故の補償 **+** P.15
- データ損壊事故の補償 **+** P.24
- 業種特有のリスクに関する補償 **+** P.25

事故対応費用補償特約



基本補償①

基本補償②

基本補償③

基本補償④

事故対応に必要な費用

ご加入いただいた基本補償①～④およびオプションで対象としている事故について、被保険者 **☑** (下記③のみ記名被保険者 **☑**) が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①訴訟対応費用 **☑**
- ②初期対応費用 **☑**
- ③信頼回復広告費用 **☑**

結果として、被保険者 **☑** に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

事故例

- お客様にコーヒーを提供する際、誤ってこぼしてヤケドさせてしまったため、見舞金を支払った。
- 製造した家具に起因して購入者がケガをしたことについて、国内の裁判所に訴訟が提起された。事故原因の調査や裁判所に提出する文書の作成に費用がかかった。

セットできる特約(オプション)

以下の特約は、選択された基本補償に応じて自由にセットすることができます。

オプション①

人格権・宣伝侵害事故補償特約



基本補償①

基本補償②

他人の自由、名誉、プライバシーの侵害

セクハラ・差別的扱いによる使用人・役員等 **☑** の精神的苦痛

広告・宣伝による著作権侵害

人格権侵害 **☑** または宣伝侵害 **☑** について損害賠償請求(地位確認等の請求*1を含みます。)がなされたことにより、被保険者 **☑** が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害*2に対して、保険金をお支払いします。*3

事故例

- 広告に使用したイラストが著作権を侵害しているとして、損害賠償を請求された。
- 万引き犯と取り違え、公衆の面前で詰問した。名誉を傷つけられたとして、損害賠償を請求された。
- 不当な理由で解雇されたため、精神的苦痛を受けたとして元従業員から損害賠償を請求された。

保険金をお支払いするのは、人格権侵害 **☑** ・宣伝侵害 **☑** が以下のいずれかの事由に起因して発生した場合に限ります。

事由	事由が適用される場合
施設 ☑ の所有、使用または管理 事業活動の遂行	基本補償①にご加入いただいた場合に限りします。
生産物 ☑ 事業活動の結果 ☑	基本補償②にご加入いただいた場合に限りします。

オプション②

被害者治療費用補償特約



基本補償①

基本補償②

対人事故の被害者の治療費用

基本補償①または基本補償②およびオプションで対象としている対人事故^②が日本国内で発生した場合に、その被害者に被保険者^②が治療費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

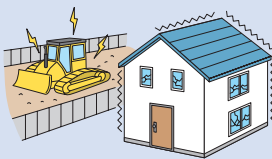
被害者の治療費用を賠償金としてお支払いする場合は基本補償での補償対象となりますが、この特約により賠償責任の有無が確定する前に素早く治療費用をお支払いすることにより、スムーズな事故対応が可能になります。

事故例

- 店舗内で来店客が転倒しケガをした。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、治療費用を負担した。

オプション③

地盤崩壊事故補償特約



基本補償①

地下工事等に伴う地盤の崩壊による工作物^{*4}、土地等の損壊

土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って、不測かつ突発的に日本国内で発生した次の財物の損壊^②について、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物^{*4}、植物または土地の損壊^②
- ② 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物^{*4}もしくはその基礎部分または土地の損壊^②
- ③ 地下水の増減によって生じる土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出入により発生した工作物^{*4}、植物または土地の損壊^②

事故例

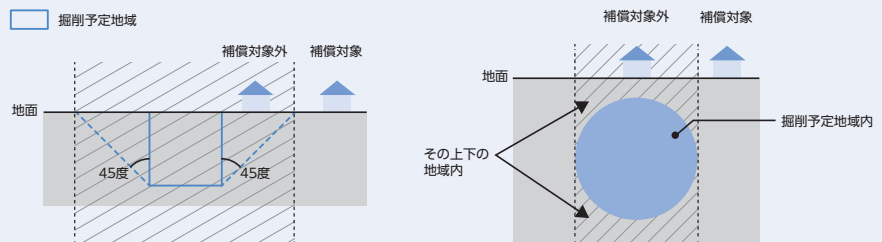
- 地下工事により土地が沈下し、近隣の建物が損壊した。住民から修復費用を請求された。

⚠️ ご注意いただきたいポイント

※次のような損害は補償対象外となりますので、ご注意ください。

【例1】掘削を伴う工事（杭工事を含みません。）において、掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊に起因する損害

【例2】シールド工法^{*5}により行われる地下工事等による掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊に起因する損害



オプション④

託児による0歳児の
身体障害補償特約



基本補償①

託児の対象である0歳児の身体の障害^②について、被保険者^②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

0歳児を預かる託児施設を運営されている事業者におすすめです。

*1 解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し、もしくは、雇用契約上の地位の確認または保全を求める請求をいいます。
 *2 人格権・宣伝侵害事故の有無または地位確認等の請求^{*1}に関する争訟について被保険者^②が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用を含みます。
 *3 日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。
 *4 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。
 *5 セミシールド工法を含みません。

賠償責任に関する補償

オプション⑤

不良完成品・不良製造加工品 事故補償特約



基本補償②

生産物を使用して製造された完成品の完成不良 生産物(機械・工具)によって製造された製品の完成不良

被保険者②が日本国内で発生した以下の財物の損壊②または損壊②によるその使用不能(生産物②に起因して発生したものに限り、)についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。*1

- ①完成品② ②製造品・加工品②

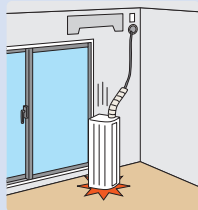
部品・原材料メーカーや製造機械を製造している事業者の皆さまにおすすめの補償です。

事故例

- 製造した電子基盤を納品先企業が部品として使用したところ、その電子基盤に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損。機械を修理する費用について請求された。
- 製造した食品製造機械からはがれたメッキが食品に混入し、その食品の販売ができなくなった。無駄になった食品の原材料費と逸失利益について請求された。

オプション⑥

生産物・仕事の目的物 損壊事故補償特約



基本補償②

生産物または作業対象物の引渡し後の損壊

被保険者②が以下の①または②の財物(基本補償②で補償対象となる事故*2の原因となった財物に限り、)の損壊②または損壊②によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①生産物②
②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

事故例

- 販売した電子レンジから出火して、電子レンジとその周りであった家具が破損。電子レンジの修理費用を請求された。
- エアコンの取付工事を行ったが、施工の不備により、引渡し後にエアコンが落下してエアコンが破損し、床も傷つけた。エアコンの代金を請求された。

オプション⑦

不良品・納期遅延による 他人の経済損害事故補償特約



基本補償②

生産物の引渡し後の効能不発揮・品質不適合 火災・製造機械の故障等による納期遅延

以下の①～③のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害*3について、被保険者②が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①生産物②の欠陥(通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。)
②生産物②の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮または充足しなかったこと。
③次のいずれかの事由に起因する予定生産物*4の納品不能または納期遅延
ア. 火災または破裂もしくは爆発
イ. ア. 以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物*4を製造または加工する設備・装置*5に生じた損壊②または機能停止

部品・原材料メーカーや事業用製品を製造している事業者の皆さまにおすすめの補償です。

事故例

- 金属部品製造業者がアルミ合金製部品の製造を受託した。納品後、精密機器メーカーの検査において部品に品質不良があり仕様に合わないことが発覚。部品交換のため精密機器の出荷ができなかったとして、精密機器メーカーから逸失利益を請求された。
- 電子部品製造業者がスマートフォン用の精密機器部品の製造を受託した。製造中、自社工場の製造装置が落雷によって機能停止し、部品が製造できなくなった。スマートフォンメーカーは至急他社に代替品を手配したが、スマートフォンの納品に遅れが生じたとして、スマートフォンメーカーから逸失利益を請求された。

オプション⑧

リース・レンタル財物
盗取・詐取事故補償特約



基本補償③

リース・レンタル財物の紛失・盗取・詐取

リース・レンタル財物損壊事故について、紛失・盗取・詐取まで補償を拡大します。

事故例

- リースしたパソコンが、管理不備によって夜間に盗まれた。
- 工事を行うためにレンタルした足場が盗まれた。

オプション⑨

代位求償権不行使特約
(賠償責任条項用)

基本補償①

基本補償②

基本補償③

基本補償④

基本補償⑥

ご加入いただいた基本補償①～④、⑥およびオプションで対象としている事故において、損害が発生したことにより被保険者☑が有する求償権を東京海上日動が取得した場合でも、ご加入時に設定いただいた不行使先に対しては求償権を行使しないこととする特約です。

※求償権を不行使とする先の者の故意の場合は対象外となります。

*1 生コンクリートに起因する損害は、補償の対象外となります。また、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

*2 オプション⑤をセットした場合は、オプション⑤にて補償対象となる事故を含みます。

*3 対人・対物事故☑*6を伴わずに発生した場合または生産物☑の損壊☑のみが発生した場合に限ります。

*4 記名被保険者☑が日本国内で製造または販売を予定しており、かつ、その納期が定められている記名被保険者☑の占有を離れる前の財物(土地・建物を除きます。)をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。

*5 記名被保険者☑が所有または使用するものに限ります。

*6 対物事故の場合において、「他人の財物」には、生産物☑を含みません。

休業に関する補償

お客様の**営業が休止または阻害されることによって生じるリスク**を補償します。

マークのご説明 以降の説明では、「休業に関する補償(主契約)」、「休業に関する補償(太陽光)」に関するものをそれぞれ、**主契約** **太陽光** のマークで表示します。

休業による損失や営業継続のための費用を補償し、お客様の**事業継続をサポート**します!

主契約 **太陽光**

充実した費用保険金・様々な特約をご用意しています!

主契約 **太陽光**

補償の説明

「休業に関する補償(主契約)」、「休業に関する補償(太陽光)」は、両方またはいずれか一方のご加入が可能です*1。

主契約

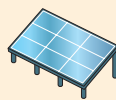
休業に関する補償(主契約)



火災等の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者☑の営業が休止または阻害されたために生じた損失および営業継続費用を補償します*2。

太陽光

休業に関する補償(太陽光)



火災等の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者☑の営業が休止または阻害されたために太陽光発電の売電収入に生じた損失および営業継続費用を補償します。

*1 休業に関する補償にご加入いただく場合には、「休業に関する補償(主契約)」のご加入が必要です。ただし、主要業種が電気業の場合は、「休業に関する補償(太陽光)」のみのご加入が可能です。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*2 家賃収入☑および太陽光発電の売電収入に生じた損失および営業継続費用を除きます。

休業に関する補償

休業による損失や営業継続のための費用を補償し、お客様の**事業継続を**

基本補償

補償プランと、①～⑩の事故の**保険金支払対象期間の限度**をお選びいただけます。

表中の○は補償の対象となります。

補償プラン表 お支払対象となる事故 (以下の事故により、保険の対象に生じた損害によって休業したために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。)	プラン1				プラン2				プラン3			
	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 ¹⁸	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 ¹⁸	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 ¹⁸
①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②風災、雹災、雪災 ^{*1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③給排水設備事故の水濡れ等 ^{*2} ④騒擾、労働争議等 ⑤車両・航空機の衝突等 ^{*3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥建物の外部からの物体の衝突等 ^{*4} ⑦盗難	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧水災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨電氣的・機械的の事故 ^{*5} 建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が⑨の補償の対象となります。 + P.65									○	○		○
⑩その他偶然的な破損事故等 ^{*6}					○	○		○	○	○		○
⑪食中毒 ^{*7}	○			○	○			○	○			○

補償プランにより
ここが変わります!

*1 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が、風災、雹災、雪災によって破損したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。
 *2 給排水設備に生じた事故や被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失は補償の対象となりません。
 *3 衝突または接触により、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、「⑤車両・航空機の衝突等」の事故に含まれません。
 *4 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

サポートします!

主契約

太陽光

保険金支払対象期間				
占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件*8	保険金支払対象期間の限度
事故発生日から遅延なく復旧した日まで		事故発生の翌日から遅延なく復旧した日まで	事故発生日から起算して3日を経過した日から遅延なく復旧した日まで	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1か月間</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3か月間</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">6か月間</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">12か月間</div> </div> <p>からお選びいただけます。</p>
事故発生の翌日から遅延なく復旧した日まで				
事故発生日から遅延なく復旧した日まで				
事故発生の翌日から遅延なく復旧した日まで		補償しません		
事故発生日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	補償しません		事故発生日から起算して3日を経過した日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	30日間

- *5 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。
- *6 上表の①～⑨、⑪の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。
- *7 占有物件による食中毒の発生や、占有物件において製造・販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。「休業に関する補償(主契約)」のみ補償の対象です。
- *8 「直接仕入先および納品先物件補償特約」をセットする場合に補償の対象となります。詳細は、P.38をご確認ください。

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

賠償責任に
関する補償

休業に関する補償

工事に関する補償

財産に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご加入に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない主な場合

用語解説

ご加入にあたっての
ご注意事項

休業に関する補償

P.33の事故によって保険の対象に生じた損害により、被保険者☑の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象

主契約

太陽光

日本国内に所在する次のものが保険の対象となります。

①占有物件



- 被保険者☑が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、被保険者☑が占有する部分
- その建物や構築物が所在する敷地内にある、被保険者☑が占有する物

事故例

- 被保険者☑の店舗から火災が発生し、店舗を休業した。

②隣接物件



- 被保険者☑が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、他人が占有する部分
- 上記の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等

事故例

- ビル内の被保険者☑の店舗に隣接する他人の店舗に車両が衝突し、ビルが使用不能となり、被保険者☑の店舗も休業した。

③ユーティリティ設備

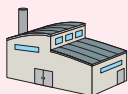


- 被保険者☑が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物と接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工事用水道等の配管または配線等

事故例

- 電気事業者の変電設備で火災が発生し、店舗への配電が止まったことにより休業し、売上が減少した。

オプション 直接仕入先・納品先物件*1



- 直接仕入先☑または直接納品先☑が全部または一部を占有する日本国内に所在する事業用の建物等

事故例

- 直接仕入先☑である部品製造工場で火災が発生し、部品の供給がストップしたことにより、被保険者☑の工場の製造ラインも休止した。

保険の対象の詳細は、[+](#) P.65

補償範囲

全国補償

日本国内に所在する被保険者☑の占有物件等の保険の対象を**包括的に**補償します。



*1 「直接仕入先および納品先物件補償特約」をセットする場合に補償の対象となります。詳細は、P.38をご確認ください。

お支払いする主な保険金

主契約 太陽光



損害保険金

1回の事故による売上減少高^⑤(太陽光売電収入減少額^⑤)に、ご加入時に設定した補償割合を乗じて算出した額を、10億円を限度にお支払いします。



営業継続費用保険金

事務所・店舗等の借入費用、代替機械の借入費用、復旧対応のための割増賃金等、損害保険金のお支払いの対象となる事故によって生じた営業を継続するための追加費用をお支払いします。

費用保険金の詳細は、⁺ P.37

損害保険金の算出方法

主契約 太陽光

損害保険金

=

売上減少高^⑤ または
太陽光売電収入減少額^⑤

×

補償割合

保険金のお支払方法の詳細は、⁺ P.66

補償割合の設定方法

主契約 太陽光

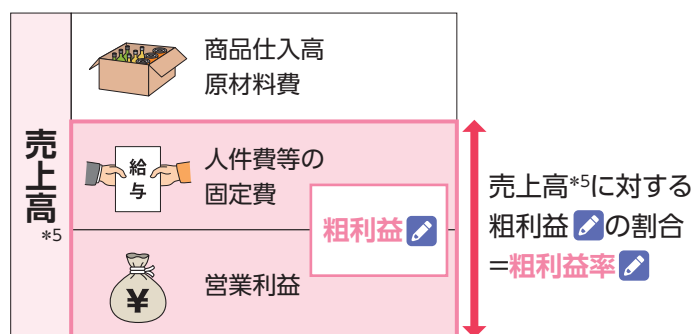
粗利益率^④以下で、補償割合を設定します。

主契約 補償割合は、**5～95%**の範囲で、**5%刻み**で設定します*2*3。

太陽光 補償割合は、**5～100%**の範囲で、**5%刻み**で設定します*4。

粗利益率とは？

売上高^{*5}に対する粗利益(売上高^{*5}から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高)の割合をいいます。



例 小売店の場合

(直近1年間の売上高 3億円
商品仕入高・原材料費 2億4,000万円)

$$\text{粗利益} = \text{売上高} - \text{商品仕入高・原材料費}$$

$$6,000\text{万円} = 3\text{億円} - 2\text{億}4,000\text{万円}$$

$$\text{粗利益率} = \frac{\text{粗利益}}{\text{売上高}}$$

$$20\% = \frac{6,000\text{万円}}{3\text{億円}}$$

補償割合は、粗利益率^④以下で、5%刻みで設定します。

保険金のご請求にあたっての必要書類例

取付資料	書類の例
売上減少高 ^⑤ または太陽光売電収入減少額 ^⑤ が分かる書類	● 日次売上表(休業期間分およびその前年同時期分)
保険金支払対象期間を確認するための書類	● 復旧工程表
【食中毒事故の場合】 食中毒事故の発生により営業が停止したことを確認するための書類	● 営業停止命令書

* 事業内容や事故の状況によって、上記以外の追加書類のご提出をお願いする場合があります。

* 営業継続費用保険金をお支払いする場合は、「支出した追加費用」の用途、金額がわかる書類のご提出をお願いする場合があります。

* 2 家賃収入^④および太陽光発電の売電収入に生じた損失は「休業に関する補償(主契約)」では補償対象外のため、売上高に家賃収入額および太陽光発電の売電収入額^④が含まれる場合は、売上高および粗利益^④からこれらを除いて補償割合を計算します。

* 3 補償割合が一定の水準を超える場合は、粗利益率^④の確認のため、決算書、確定申告書等の客観的資料をご提出いただくことがあります。

* 4 原材料費等が生じず、粗利益率^④が100%となる場合に限り、補償割合100%の設定も可能です。

* 5 「休業に関する補償(太陽光)」にご加入いただく場合は、太陽光発電の売電収入額^⑤とします。

休業に関する補償

充実した費用保険金・様々な特約をご用意しています!

費用保険金

営業継続費用や安定化処置費用等、事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、次の4種類の費用を補償します。

営業継続費用保険金



主契約 太陽光

損害保険金のお支払いの対象となる事故によって生じた営業を継続するための次のような追加費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。

1回の事故あたりの支払限度額^④を、300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択のうえ設定していただけます。

- 工場や事務所、店舗等の借入費用、代替機械の借入費用
- 復旧を急ぐための突貫工事等の割増費用

損害拡大防止費用保険金



主契約 太陽光

火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。

請求権の保全・行使手続費用保険金



主契約 太陽光

損害保険金または営業継続費用保険金をお支払いする場合^{*1}で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。

安定化処置費用保険金

(安定化処置費用補償特約(休業条項用))

BELFOR (●)

主契約 太陽光

火災、水災等(P.33のお支払対象となる事故のうち、ご加入時にお選びいただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により罹災^{*2}した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。

※「安定化処置費用補償特約(休業条項用)」は保険料の割増なしで自動セットされます。

ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の詳細は [P.55](#)

費用保険金のお支払額の詳細は、[P.66](#)

自動セットされる主な特約

感染症補償特約



主契約

この特約における保険の対象の施設が感染症の原因となる病原体に汚染された、またはその疑いがある場合等に、**保健所その他の行政機関によって、その施設の消毒命令等の行政措置がなされたこと**による、被保険者^④の営業が休止・阻害されたために生じた休業損失や、発生する各種費用(消毒費用等)に対して、保険金をお支払いします。

*1 「地震休業補償特約」の損害保険金を除きます。

*2 保険の対象(ユーティリティ設備および直接仕入先^④・納品先物件^④を含みません。)で被保険者^④が所有するものが罹災した場合に限ります。

セットできる主な特約(オプション)

基本補償に加えて必要なオプションをセットすることができます。

オプション①

コンピュータシステム 中断補償特約



主契約 太陽光

次の事由に起因して生じた事故によって、被保険者^①の営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用に対して、保険金をお支払いします。保険金支払対象期間は、事故発生の翌日から遅滞なく復旧した日までの期間で**20日間**を限度とします。

- 被保険者^①が使用または管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃^②
- 被保険者^①の役員または使用人による、被保険者^①が管理するコンピュータシステムの操作・保守上の過誤
- 被保険者^①の役員または使用人による、被保険者^①が管理するコンピュータシステム上におけるデータの入出力・処理上の過誤

- ご加入者^③(被保険者^①)の主要業種によっては、セットできない場合があります。
- サイバー攻撃による事故の補償限定特約(休業条項用)により保険金を支払わない損失に限ります。詳細は、P.59をご確認ください。

オプション②

電氣的・機能的事故の補償 対象拡大特約(休業条項用)



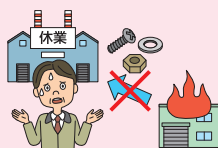
主契約

P.33の「⑨電氣的・機能的事故」で補償される保険の対象に加えて、保険の対象であるP.35の「①占有物件」のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等についても、電氣的・機能的事故によって生じた損害を補償します。

- 電氣的・機能的事故を補償する場合に、セットできます。
- ご加入者^③(被保険者^①)の主要業種によっては、セットできない場合があります。
- この特約では補償の対象とならないものがあります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

オプション③

直接仕入先および納品先 物件補償特約



主契約

P.33の事故によって、直接仕入先^④または直接納品先^⑤が占有する日本国内に所在する物件に生じた損害により、被保険者^①の仕入物^⑥の仕入れまたは納品物^⑦の納品が中断または阻害された結果、被保険者^①の営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用等に対して、保険金をお支払いします。

なお、保険金支払対象期間は、事故発生日から起算して3日を経過した日から遅延なく復旧した日までとし、支払限度額^⑧は、1回の事故につき、損害保険金と費用保険金合算で300万円となります。

- 保険金支払対象期間はご加入時に設定した期間を限度とします。詳細は、P.34をご参照ください。
- ご加入者^③(被保険者^①)の主要業種によっては、セットできない場合があります。

オプション④

代位求償権不行使特約 (休業条項用)

主契約 太陽光

損失が生じたことにより被保険者^①が有する求償権を東京海上日動が取得した場合でも、その求償権を行使しません。

- 求償権を不行使とする先の者の故意・重過失の場合は対象外となります。

休業に関する補償

オプション⑥

地震休業補償特約



主契約 太陽光

ご加入時に特定した敷地内*¹が所在する都道府県の震度観測点^④において震度6強以上*²が観測された地震によって、ご加入時に特定した敷地内における被保険者^⑤の営業が完全休業*³したために被保険者^⑤に生じた完全休業損失を補償します。お支払いする保険金は、ご加入時に設定した支払限度額^④*⁴を限度に、保険金額^⑤*⁵に完全休業*³の日数(定休日は含まず、かつ、30日間を限度とします。)を乗じて得た額とします。また、保険金支払対象期間は、完全休業の原因となった地震の発生日時の属する日から4日目を初日とする連続した60日間とします。

事故例

ご加入時に特定した敷地内が所在する都道府県の震度観測点^④において、震度6強以上が観測された地震によって、

- ・ 敷地内が損壊したため、被保険者^⑤の敷地内の営業が完全休業*³した。
- ・ 電気、ガス、水道等の供給が中断したため、被保険者^⑤の敷地内の営業が完全休業*³した。
- ・ 原材料の入手や商品の出荷が行えず、被保険者^⑤の敷地内の営業が完全休業*³した。

- 広域災害発生時等の際は保険金のお支払いに一定の期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- 敷地内の所在地等によりご加入いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 「休業に関する補償(主契約)」または「休業に関する補償(太陽光)」で対象とする敷地内のうち、任意の敷地内(最大3敷地内)とします。
*2 気象庁が週間地震概況で発表するものをいいます(地震速報時の震度とは異なる場合があります。)
*3 営業が完全に休止し、「休業に関する補償(主契約)」と「休業に関する補償(太陽光)」のいずれもご加入の場合は、特定した敷地内において売上高および太陽光発電の売電収入額^④のいずれも生じていない状態をいいます。「休業に関する補償(主契約)」のみをご加入の場合は、売上高が、「休業に関する補償(太陽光)」のみをご加入の場合は太陽光発電の売電収入額^④が、特定した敷地内において生じていない状態をいいます。
*4 1回の地震・保険期間中につき、敷地内ごとに保険金額^④の30日分となります。
*5 1日あたりの粗利益^④以下で、1敷地内ごとに1万円単位で設定いただきます。ただし、1被保険者^⑤あたり合計で100万円を限度とします。

MEMO

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

賠償責任に
関する補償

休業に関する補償

工事に関する補償

財産に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご加入に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない主な場合

用語解説

ご加入にあたっての
ご注意事項

工事に関する補償

工事現場内の様々な財物に生じるリスクを補償します。

保険期間中に施工している 工事を包括して補償 します!	工事現場内の様々な財物が 補償の対象 となります!
工事現場の 様々なリスクによる 財物の損害を補償 します!	充実した費用の補償・ 様々な特約 をご用意しています!

保険期間中に施工している**工事を包括して補償**します!

対象となる工事種類

次の工事種類を包括して補償します。

対象となる工事種類*1

- 建物建築(新築・増改築)工事
- 建物内装・外装工事
- 建物付帯設備工事(給排水衛生設備工事を除く)
- 給排水衛生設備工事
- 家電品の据付工事
- 電気・受変電・送配電設備工事
- 通信用設備の据付工事・通信配線工事
- その他の機械・設備等または足場の組立・据付工事
- 道路舗装工事*2
- 上下水道・地下構築物・基礎・外構工事*2
- 土地造成・地盤改良工事*2
- 道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事*2
- 埋立・河川・港湾・海岸工事*2
- ダム建設工事*2
- はつり・解体工事

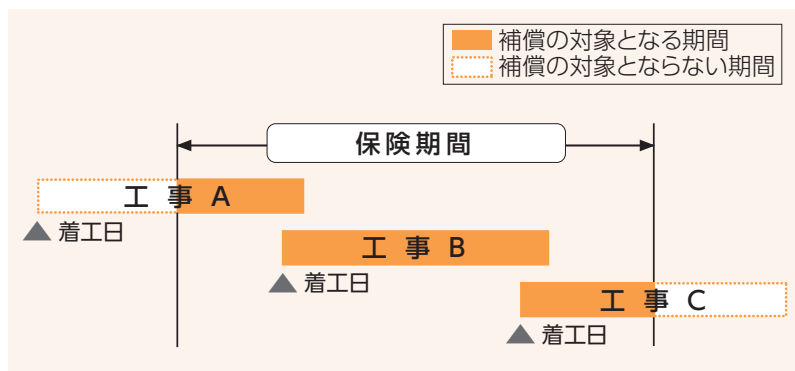
例えば…

「建物建築(新築・増改築)工事」のみを行っていたお客様が保険契約締結後、新たに「建物付帯設備工事(給排水衛生工事を除く)」や「上下水道・地下構築物・基礎・外構工事」を行う場合は、それらの工事も対象になります。

➡ 対象となる工事、対象とならない工事の詳細は、[P.68](#)

保険責任期間

対象工事の保険責任期間(補償の対象となる期間)は次のとおりです。



保険責任期間の始期:

始期日の午後4時(これと異なる時刻で始期時刻を設定した場合は、その時刻)または工事に着工した時(工食用材料および工食用仮設材については、工事が着工した後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時)のいずれか遅い時*3*4

保険責任期間の終期:

満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)のいずれか早い時*3*4*5

*1 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

*2 対象工事が土木工事²に該当する場合は、土木工事²固有で保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない主な場合の詳細は、P.81をご確認ください。

*3 オプション(「保証期間に関する特約」または「工事資材等輸送危険補償特約」)がセットされている場合は、保険責任の始期または終期が、上記と異なることがあります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*4 工事の目的物が引き渡された後に再度その工事の目的物を対象とする工事に着工した場合は、再度その工事に着工した時から満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)のいずれか早い時までを保険責任期間に含めます。

*5 工事の目的物の一部が引き渡された時は、その引き渡された部分についてのみ保険責任が終わります。

工事現場内の様々な財物が補償の対象となります!

保険の対象の範囲

○ 対象工事の工事現場に所在する以下の物を補償します。

- a. 本工事の目的物
- b. 仮工事の目的物
- c. 工事用仮設備
- d. 工事用仮設建物
- e. 工事用仮設建物内の什器・備品 *6
- f. 工事用材料
- g. 工事用仮設材

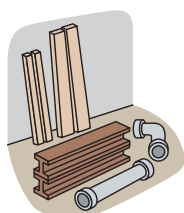
✕ 以下の物は保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

- ◆ 工事用仮設備、工事用機械器具 およびこれらの部品
- ◆ 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- ◆ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ◆ 通貨等、預貯金証書 その他これらに類する物
- ◆ 支給材料

※「工事用仮設備・工事用機械器具補償特約」、「支給材料補償特約」をセットすることで補償できる物があります。特約の詳細は、P.45をご確認ください。

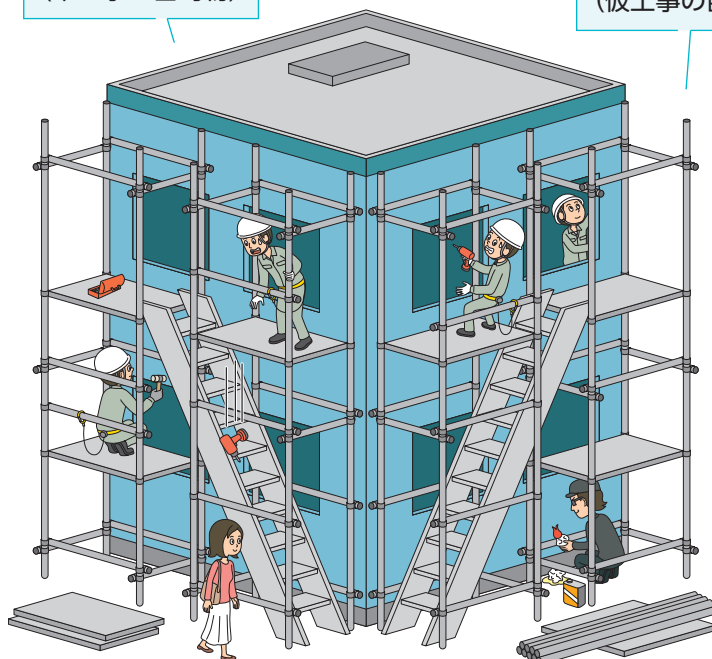
具体例

f. ビルの一部となる鉄骨 (工事用材料)



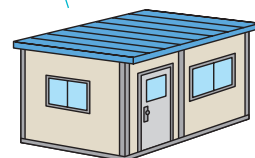
c. 工事のために仮設される配管 (工事用仮設備)

a. 建設中のビル (本工事の目的物)



b. 足場工 (仮工事の目的物)

d.e. プレハブの現場事務所とその建物内の事務用具 (工事用仮設建物、工事用仮設建物内の什器・備品)



g. 作業用足場として使用する鉄製支持材 (工事用仮設材)

工具類 (工事用機械器具)

発電機やクレーン (工事用仮設備、工事用機械器具)



特約をセットすることで補償できる物があります。詳細は「工事用仮設備・工事用機械器具補償特約」をご確認ください。

➕ P.45

*6 家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。

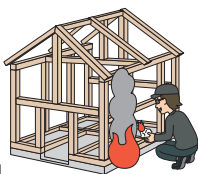
工事に関する補償

工事現場の様々なリスクによる財物の損害を補償します！

補償の内容

工事現場における火災をはじめとする次のような不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

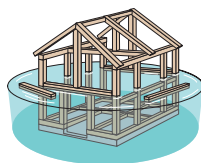
①火災、落雷、破裂・爆発



事故例

建設中の建物が放火により焼失した。

②風災、^{ひょう}雹災、雪災、水災



事故例

台風で建設中の建物が浸水した。

③盗難



事故例

工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。

④作業員の取扱上の過失



事故例

工事現場で台車の操作を誤り、建設資材を落下させ破損した。

⑤設計、施工、材質または製作の欠陥



事故例

柱に使用していた木材の材質上の欠陥によって建設中の建物が倒壊した。

⑥その他偶然な破損事故等*1



事故例

出入り業者の車が工事現場に突っ込み工事用仮設物が破損した。

⚠ 設計、施工、材質または製作の欠陥があった場合に、事故を伴わない欠陥そのものを除去(再施工を含みます。)するための費用に対しては保険金をお支払いしません。

事故例






次の損害は不測かつ突発的な事故に該当しないため、補償の対象外となります。

- 鉄骨を誤った寸法で切断してしまい使用不能となった。
- 右開きで設置するドアを誤って左開きで設置した。

ただし、設計、施工、材質または製作の欠陥によって、火災、爆発、倒壊等の損害が発生した場合は、欠陥が生じた部分と保険の対象の他の部分に生じた損害の両方が補償の対象となります。*2

対象工事ごとの支払限度額と免責金額

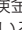
免責金額は、選択いただくことが可能です。

対象工事ごとの支払限度額  (1事故)	免責金額 
対象工事ごとの保険金額  *3*4 (ただし、対象工事が土木工事  に該当する場合は、対象工事ごとの保険金額  *3*4または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	2万円、5万円、10万円、50万円、100万円のいずれかを選択いただけます。

*1 ①～⑤の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

*2 対象工事が土木工事  に該当する場合は、欠陥が生じた部分の損害は補償の対象外となります(欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害のみが補償の対象となります。)

*3 請負契約上の請負金額をいい、請負金額が定まっていない工事については、その工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。ただし、請負金額に保険の対象に含まれない工事に関する金額が算入されている場合は、その金額を控除し、出精値引(施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。)がなされている場合は、その金額を加算します。*5

*4 対象工事に他の工事の仮工事の目的物が含まれる場合は、請負金額にその工事用仮設材の損害が生じた地および時における時価額を加算した額(請負金額の内訳書に計上した損料または償却費を除きます。)を保険金額  とします。

*5 完成工事高には出精値引がなされている場合でもその金額を加算する必要はありません。

保険金のお支払方法

対象工事ごとに、次の算式に基づいて算出した額を、支払限度額^⑤を限度に損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{*6} - \text{免責金額}^{⑤}$$

充実した費用の補償・様々な特約をご用意しています!

各種費用

以下の費用保険金をお支払いします。

残存物取片づけ 費用保険金	損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
工事修理付帯 費用保険金^{*7}	損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用をお支払いします。
安定化処置費用保険金^{*7} (安定化処置費用補償特約 (工事特約用))	火災、水災等により罹災した保険の対象のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。 <small>※「安定化処置費用補償特約(工事特約用)」は保険料の割増なしで自動セットされます。</small> ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の詳細は、 P.55

以下の費用を損害額に含めて損害保険金としてお支払いします。

地盤注入費用^{*7}	事故によって損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用をお支払いします。
損害拡大防止費用	損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。 ^{*8}

費用保険金のお支払額の詳細は、[P.69](#)

※賠償責任に関するリスクについては、工事に関する補償ではなく、賠償責任に関する補償にて補償します。詳細は、P.12をご参照ください。

*6 損害額には、地盤注入費用および損害拡大防止費用を含めます。

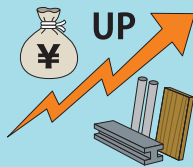
*7 「工事用仮設備・工事用機械器具補償特約」で補償の対象となる場合は、工事修理付帯費用保険金、安定化処置費用保険金および地盤注入費用はお支払いしません。

*8 地盤注入費用は除きます。

工事に関する補償

自動セットされる特約

修理費あんしん 補償特約



損害保険金の額*1を算出するにあたり、対象工事の請負金額の内訳書を基礎とするのではなく、ご加入者または被保険者に提出いただく「復旧時にかかる修理費用の見積書」等を基礎とし、実際にかかる費用に対して損害保険金をお支払いします。

事故例

受注時は資材の大量購入により、単価を抑えられたが、復旧時は少量購入となったため、調達単価がアップした。

セットできる特約(オプション)

オプション①

支給材料 補償特約



不測かつ突発的な事故によって、支給材料に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

事故例

家電品の据付作業中に誤って家電品を破損した。

オプション②

工所用仮設備・ 工所用機械器具 補償特約



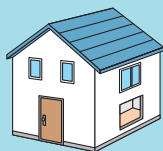
工事現場において、不測かつ突発的な事故によって記名被保険者が所有する工所用仮設備、工所用機械器具およびこれらの部品に生じた損害に対して、保険期間中500万円を限度として保険金をお支払いします。*2ただし、人力のみを動力とするもの、工具類(電動工具を含みます。)、金型等、この特約をセットしても保険の対象から除かれる物があります。

事故例

作業中にクレーンの操作を誤って転倒させてしまい、クレーンを損壊した。

オプション③

保証期間に 関する特約



工事の目的物の引渡し後の保証期間中に、対象工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故や、引渡しの時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

事故例

家の新築工事中の作業ミスが原因で家の引渡し後に屋根の瓦が落下し割れてしまった。

オプション④

工事資材等 輸送危険 補償特約



不測かつ突発的な事故により、工事現場に向けて輸送中*3の工所用材料および工所用仮設材に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

事故例

工事現場への輸送中にトラックが柱に衝突し、積んでいた資材が破損した。

オプション⑤

臨時費用補償特約



損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、1回の事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度として、臨時費用保険金をお支払いします。*4

*1 損害保険金の額は、1回の事故につき、その対象工事の支払限度額を限度とします。ただし、工所用仮設備、工所用仮設建物、工所用仮設材等については個別の限度額が適用されます。詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご参照ください。

*2 この特約で対象外となるリース・レンタル品、借用物等については、賠償責任に関する補償の管理下財物事故の補償で補償の対象とすることができます。

*3 保険の対象である工所用材料または工所用仮設材が、保管場所から搬出された時または保管場所において輸送用具への積込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(輸送に伴う一時保管を含みます。)を経て、工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時までをいいます。

45 *4 「工所用仮設備・工所用機械器具補償特約」で補償の対象となる場合は、臨時費用保険金はお支払いしません。

i-Construction推進支援サービス

本サービスは、工事に関する補償にご加入いただいた皆様にIoTプラットフォーム「Landlog」で通常付与されるストレージに、追加で20GBのストレージを無料でご提供するサービスです。

i-Constructionとは?

「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す、国土交通省が推進している取り組みです。

i-Constructionが目指すもの

一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善

建設現場での死亡事故ゼロ

建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場に

建設業を「給与が高い、休暇がとれる、希望が持てる」業界に



i-Constructionを推進し、「安全で生産性の高い未来の現場」を実現する



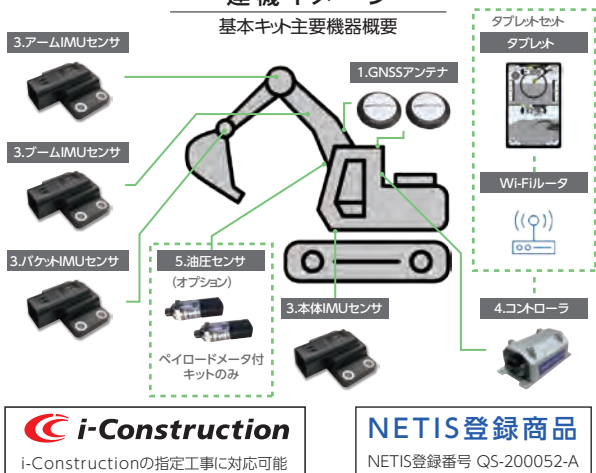
Landlog 導入でできることの一例

SMART CONSTRUCTION Retrofit

レトロフィットキットを通常の建機に後付けして…

建機イメージ

基本キット主要機器概要



ICT建機と同程度の機能を利用可能とし、納期の短縮、安全性・品質の向上を実現します!

	装着前	装着後
3D設計データを利用した3D施工	<input type="checkbox"/> 不可	<input checked="" type="checkbox"/> 可能
3D制御	<input type="checkbox"/> 不可	<input checked="" type="checkbox"/> ガイダンス機能のみ
丁張・補助作業員	<input type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要
3D施工履歴	<input type="checkbox"/> 取得不可	<input checked="" type="checkbox"/> 取得可能

3D設計データや施工履歴の保存に、本サービスで提供する追加ストレージが活用いただけます。



ご利用にあたっての注意点







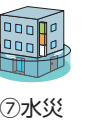



- ・本内容は株式会社EARTHBRAINの提供するサービスの概要を説明したものです。
- ・本サービスは無料でご利用いただけますが、Landlog上には有料のサービス、アプリケーションがございます。
- ・本サービスは「ビジネス総合保険制度（工事に関する補償）」のご加入者の方のみにご利用いただけるサービスです。
- ・本サービスのご利用に際しては、利用規約に同意いただいたうえで、お申込みしていただく必要があります。
- ・本サービスは、株式会社EARTHBRAINにより提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。アクセスしたリンク先のご利用またはそこに記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
- ・株式会社EARTHBRAINは、ビジネス総合保険制度の事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
- ・具体的なサービスのご利用方法については、加入者票に同封される「i-Construction推進支援サービス」のチラシをご参照ください。
- ・Landlogについてご不明な点がございましたら、株式会社EARTHBRAINのお客様専用お問合せフォーム (<https://www.landlog.jp/contact>)にてご照会ください。
- ・本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

財産に関する補償

お客様が所有する建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等に生じるリスク

基本補償

お客様のご要望に合わせて、補償が充実したプランから保険料を抑えたプランまで、6種類のプランからお選びいただけます。

補償プラン表	プラン 1				プラン 2				プラン 3					
	建物	設備・什器等	商品・製品等	屋外設備装置	建物	設備・什器等	商品・製品等	屋外設備装置	建物	設備・什器等	商品・製品等	屋外設備装置	建物外*1	輸送中*2
お支払対象となる事故 (以下の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。)  ①火災、落雷、破裂・爆発  ②風災、雹災、雪災*3	○				○				○				○	
 ③給排水設備事故の水濡れ等*4  ④騒擾、労働争議等  ⑤車両・航空機の衝突等*5					○				○				○	
 ⑥建物の外部からの物体の衝突等*6  ⑦水災									○					
 ⑧盗難 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等の機械およびこれらに収容される通貨等* または動産の盗難は補償の対象外となります。 P.82									○					
 ⑨電氣的・機械的的事故*7 建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が⑨の補償の対象となります。そのため、商品・製品等については補償の対象となる場合が限られます。 P.70														
 ⑩その他偶然な破損事故等*8														

補償内容

- *1 建物外補償ありとした場合に、補償します。なお、建物内を補償せずに、建物外のみを補償することはできません。
- *2 保険の対象が商品・製品等で、全国補償かつ建物外補償ありとした場合に、補償します。
- *3 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害に限ります。また、風災危険設備(屋外設備装置)に生じた損害は、「風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約」をセットする場合のみ補償します。詳細は、P.54をご参照ください。
- *4 給排水設備に生じた事故や被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。
- *5 衝突または接触により、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、「⑤車両・航空機の衝突等」の事故に含まれません。

財産に関する補償

保険の対象の種類ごとに補償範囲をお選びいただくことで、お客様のご要望に合わせた柔軟な補償設計が可能です。

保険の対象

日本国内に所在し、被保険者が所有する以下のものが保険の対象となります。

① 建物



土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもの

② 屋外設備装置



建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等

③ 設備・什器等



設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品（屋外設備装置を除く）

④ 商品・製品等



商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

⚠ 保険の対象に含まれないものがありますのでご注意ください。 P.70

⚠ 屋外設備装置と建物外設備・什器等の取扱い

「屋外設備装置」と「建物外設備・什器等」の判別にあたっては、下表をご確認ください。

保険の対象	屋外設備装置	建物外設備・什器等
	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等	建物の外部にあって、地面等に固着されていない設備・什器等（屋外設備装置内に収容されている設備・什器等を含みます。）
	固定式看板（ポールサイン）、屋外駐車場機械（フラップ、精算機、ポール等）、屋外駐輪機械、屋外電気設備（受変電設備、変圧器、キュービクル等）、屋外タンク、屋外給排水設備（給水設備、排水処理設備）等	移動式看板、移動式のぼり、移動式ベンチ、移動式照明設備 等

⚠ 屋外看板の取扱い

建物外に所在する看板（建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。）を補償の対象とするためには、次のようにご加入いただく必要があります。



固定式看板の場合 ➡ ② 屋外設備装置



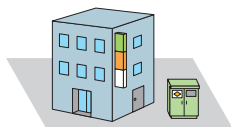
移動式看板の場合 ➡ ③ 設備・什器等

補償範囲

保険の対象の種類ごとに、補償範囲をお選びいただけます。敷地内ごとに物件を補償する敷地内補償に加えて、保険の対象が屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等の場合は、日本国内に所在する物件を包括して補償する全国補償もお選びいただけます。

敷地内補償

被保険者が所有し、**特定した敷地内**に所在する**保険の対象**を補償します。



さらに、敷地内ごとにいずれかをお選びいただけます。

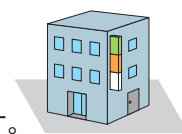
敷地内補償
(包括)

特定した敷地内に所在する**屋外設備装置**または**動産**を**包括して**補償します*1。



敷地内補償
(特定)

特定した敷地内に所在する**特定の屋外設備装置**、または**特定の建物内に収容された動産**を補償します。



全国補償

被保険者が所有し、**日本国内**に所在する**保険の対象**を包括して補償します*1。

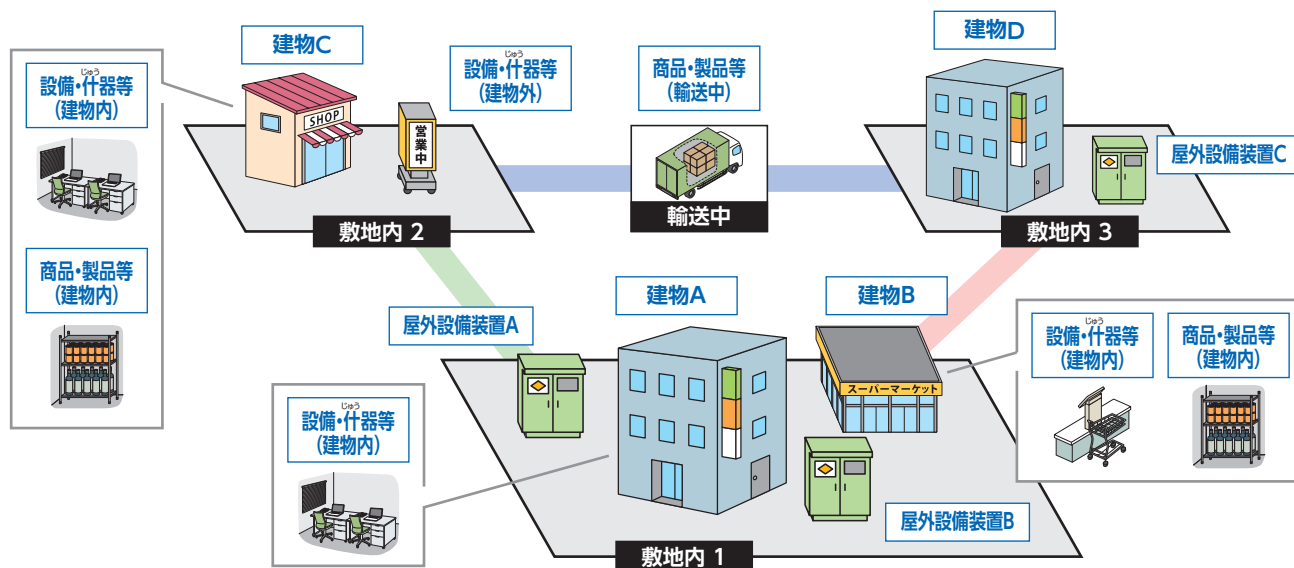


補償範囲の詳細は、 P.71

*1 建物外補償ありとすることで、建物外に所在する動産を補償することができます。なお、建物内を補償せずに、建物外のみを補償することはできません。

具体例

下記のイラストは、被保険者^①の所有する財産が、日本国内の敷地内1～3に所在する場合の例となります。



建物 の場合

保険の対象とする建物ごとに補償します。建物の補償範囲は **敷地内補償** となります。

屋外設備装置

設備・什器等

商品・製品等

の場合

日本国内に所在するすべての屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合

全国補償

にて補償します*1。

こんな方におすすめ!

被保険者^①の所有するすべての屋外設備装置を補償したい。

被保険者^①の所有するすべての商品・製品等を補償したい。

特定した敷地内に所在するすべての屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合

敷地内補償 (包括)

にて補償します*1。

こんな方におすすめ!

敷地内1に所在するすべての屋外設備装置を補償したい。

敷地内2に所在するすべての設備・什器等を補償したい。

特定した敷地内に所在する特定の屋外設備装置または特定の建物内に所在する設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合

敷地内補償 (特定)

にて補償します。

こんな方におすすめ!

敷地内1の屋外設備装置Aだけを特定して補償したい。

敷地内1の建物B内に収容される設備・什器等、商品・製品等だけを補償したい。

*特定した敷地内の外に一時的に持ち出している間または別の場所に輸送中^②の設備・什器等、商品・製品等を補償したい場合は、全国補償かつ建物外補償ありをお選びください。

⚠ 保険期間中に保険の対象を追加取得した場合

保険期間の途中で保険の対象を追加取得した場合は、保険の対象の追加手続きや保険金額^③の見直し等が必要となるため、代理店または東京海上日動までご連絡ください。

⚠ 複数の敷地内に財産を所有している場合

複数の敷地内を任意に選択して1証券でご加入いただくことが可能です。敷地内補償の場合は、敷地内ごとに補償範囲を敷地内補償 (包括) か敷地内補償 (特定) かお選びいただくことができるため、柔軟な補償設計が可能です。例として、敷地内1および敷地内3に所在するすべての物件を補償するご契約や、敷地内1の建物Aと敷地内2の建物Cのみを補償するご契約が可能です。

財産に関する補償

損害保険金の算出方法

事故の際は次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご参照ください。

損害保険金

=

損害額*1

(評価基準によって異なります。)

−

免責金額

! ただし、1回の事故につき次の金額がお支払いの限度となります。

保険の対象	支払限度額
建物 屋外設備装置 設備・什器等 (除く高額貴金属等)	保険金額の1.4倍を限度とします。 ただし、損害保険金の額が保険金額を超える場合は、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額を限度とします。
商品・製品等 (除く高額貴金属等)	保険金額の1.68倍を限度とします*2。 ただし、損害保険金の額が保険金額の1.2倍に相当する額を超える場合は、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

評価基準とは?

評価基準は次のいずれかよりお選びいただけます。

再取得価額



時価額

時価額による評価基準をお選びいただいた場合は、損害額は時価額を基準に算定するため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがありますので、再取得価額による評価基準をお選びいただくことをおすすめします。

※商品・製品等の評価基準は、同一のものを再作成・再取得するのに要する額(市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。)を基準とします。

業務用の通貨等・預貯金証書、高額貴金属等の補償

保険の対象とならない業務用の通貨等、預貯金証書についても、設備・什器等が保険の対象で、盗難補償ありのプランをお選びいただいている場合は、盗難による損害を一定金額まで補償します。また、設備・什器等、商品・製品等が保険の対象の場合は、高額貴金属等の損害について、実際の損害額を一定金額まで補償することができます。

補償の限度額

通貨等の盗難



1事故につき **30万円** *3*4

追加保険料をいただくことで、限度額を100万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

預貯金証書の盗難



1事故につき **500万円** *3*4

高額貴金属等



1事故につき **100万円** *5*6

追加保険料をいただくことで、限度額を1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

*1 損害額(修理費)には、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。また、これらを除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。

*2 商品・製品等(除く高額貴金属)については、保険期間中の在庫変動を考慮して保険金額の1.68倍に相当する額まで補償します。

*3 設備・什器等で選択した補償範囲に沿って、盗難を補償します。なお、次の①②の損害は、補償対象外です。①建物内設備・什器等を敷地内補償(特定)でご加入いただいた場合は、特定した建物以外の建物内に業務用の通貨等、預貯金証書が持ち出されている間に生じた盗難による損害 ②建物外補償なしでご加入いただいた場合は、建物外に業務用の通貨等、預貯金証書が持ち出されている間に生じた盗難による損害


*4 ご加入時に設定した額を限度に実際の損害額をお支払いします。また、免責金額は適用しません。

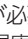
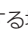
充実した費用保険金・様々な特約をご用意しています!

費用保険金

事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、次の6種類の費用を補償します。

<p>安定化処置 費用保険金 (安定化処置費用 補償特約(財産条項用))</p> <p>BELFOR (●)</p>	<p>火災、水災等(P.47のお支払対象となる事故のうち、ご加入時にお選びいただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により罹災した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。</p> <p>※「安定化処置費用補償特約(財産条項用)」は保険料の割増なしで自動セットされます。</p> <p>ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の詳細は  P.55</p>
<p>修理付帯 費用保険金</p> 	<p>損害保険金をお支払いする場合*7に、保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次の費用*8をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用) ● 損害が生じた保険の対象を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用(試運転費用) ● 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用) ● 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用) ● 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(賃借費用)
<p>失火見舞費用 保険金</p> 	<p>建物等から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じた場合の第三者への見舞費用をお支払いします。</p>
<p>地震火災費用 保険金</p> 	<p>地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象が一定の損害を受けた場合に、費用保険金をお支払いします。</p>
<p>損害拡大防止 費用保険金</p> 	<p>火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合*9、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用*8のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。</p>
<p>請求権の保全・ 行使手続費用 保険金</p> 	<p>損害保険金をお支払いする場合*7で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用*8をお支払いします。</p>

費用保険金のお支払額の詳細は、  **P.72**

- *5 設備・^{つぎ}器具等、商品・製品等が保険の対象の場合に限り、ご加入時に設定した額の1.4倍に相当する額を限度に損害保険金をお支払いします(ただし、損害保険金の額がご加入時に設定した額を超える場合は、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、ご加入時に設定した額を限度とします。)
- *6 高額責金属等  の補償が必要な場合は、代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- *7 「地震危険補償特約」の損害保険金を除きます。
- *8 残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用は含みません(損害保険金の一部としてお支払いします。)
- *9 損害保険金をお支払いする場合には、免責金額  を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。

財産に関する補償

基本補償に加えて**特約(オプション)**をセットすることができます!

セットできる特約(オプション)

オプション①

臨時費用補償特約



損害保険金*1をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします*2。

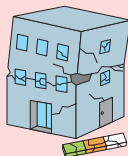
- 臨時費用保険金のお支払額

損害保険金*1×10%

ただし、1回の事故につき、100万円または「保険金額☑×10%」のいずれか低い額を限度とします*3。

オプション②

地震危険補償特約



次の損害*4に対して損害保険金をお支払いします。

- ・地震、噴火による火災、破裂・爆発によって生じた損害
- ・地震、噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害
- ・地震、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

また、この特約によって損害保険金をお支払いする場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

- お選びいただいた保険金支払方式によって、保険金のお支払方法やこの特約の保険の対象となるものが異なります。

支払限度額方式

…敷地内ごとに支払限度額☑および免責金額☑を設定し、損害額から免責金額☑を差し引いた額をお支払いする方式です。

縮小支払方式

…敷地内ごとに損害保険金に対する縮小支払割合を設定し、損害額に縮小支払割合を乗じた額をお支払いする方式です。

保険金支払方式が「支払限度額方式」または「縮小支払方式」の場合は、対象敷地内に所在するすべての建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等をこの特約の保険の対象とします(ただし、敷地内補償で引き受けているものに限りません。)

共通支払限度額方式

…お選びいただいたすべての敷地内共通で支払限度額☑および免責金額☑を設定し、損害額から免責金額☑を差し引いた額をお支払いする方式です。

保険金支払方式が「共通支払限度額方式」の場合は、お選びいただいた対象敷地内に所在する、すべての建物をこの特約の保険の対象とします。

- 保険の対象の所在地等によりご加入いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

オプション③

輸送中商品・製品等の補償拡大特約



商品・製品等が輸送中☑にP.47の⑥⑦⑧⑩の事故によって損害が生じた場合に補償します。ただし、次の物に生じた盗難による損害については保険金をお支払いできません。

- ・輸送中☑の一時保管場所において、建物内でない保管場所に24時間以上保管されている商品・製品等
- ・高額貴金属等☑

- 商品・製品等を保険の対象とし、全国補償かつ建物外補償ありとした場合で、P.48のプラン4、5、6のいずれかをお選びいただいたときにセットできます。

*1 「地震危険補償特約」の損害保険金を除きます。

*2 業務用の通貨等☑または預貯金証書☑に生じた盗難による損害に対してはお支払いしません。

*3 高額貴金属等☑を除く商品・製品等は、1回の事故につき、100万円または「保険金額×12%に相当する額」のいずれか低い額を限度とします。高額貴金属等☑は、1回の事故につき、100万円または「ご加入時に設定した限度額×10%に相当する額」のいずれか低い額を限度とします。

*4 損害額(修理費)に、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用は含みません。

53 *5 土地に定着しており、常に建物内に収容しないものをいいます。

オプション4

電氣的・機械的事故の
補償対象拡大特約
(財産条項用)

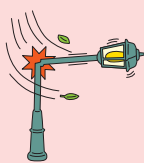


P.47の「⑨電氣的・機械的の事故」で補償される保険の対象に加えて、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にあるものについても、電氣的・機械的の事故によって生じた損害を補償します。

- 設備・什器等を保険の対象とする場合で、建物内設備・什器等の電氣的・機械的の事故を補償するときにセットできます。
- ご加入者☑の主要業種によってはセットできない場合があります。
- この特約では補償の対象とならないものがありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

オプション5

風災危険設備の風災、雹災
および雪災危険補償特約



P.47の「②風災、雹災、雪災」で補償の対象外となる街路灯、外灯、防球ネット設備等の風災危険設備について、風災、雹災、雪災によって生じた損害を補償します。

- 保険の対象が屋外設備装置の場合にセットできます。
- 風災危険設備(屋外設備装置)とは、次の物をいいます。

- ・ 屋外設備装置に該当する街路灯および外灯
- ・ 使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置
- ・ 建築中の屋外設備装置
- ・ ゴルフネット等の防球ネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの*5

オプション6

代位求償権不行使特約
(財産条項用)

保険の対象に損害が生じたことにより被保険者☑が有する求償権を東京海上日動が取得した場合でも、その求償権を行使しません*6。

- 求償権を不行使とする先の者の故意・重過失の場合は対象外となります。

オプション7

水災縮小支払特約

P.47の「⑦水災」による損害が発生した場合の損害保険金の額を、実際の損害額*7より縮小してお支払いします。

- お支払いする損害保険金の算出方法

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{*7} \times \text{縮小支払割合} - \text{免責金額}^{*8}$$

縮小支払割合は、保険の対象の種類ごとに
70%、50%、30%、15%、5%のいずれかをお選びいただけます*8。
※15%以上での設定をご検討ください。

*6 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者☑以外の者が占有する建物に損害が生じたことにより、被保険者☑が有する求償権を東京海上日動が取得した場合は、この特約をセットせずとも、その求償権を行使しませんが、本特約をセットした場合は、これ以外の関係者、保険の対象についても、求償権を不行使とします。

*7 「損害額(修理費)」には、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。

*8 屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を全国補償でご加入いただく場合は、縮小支払割合を建物の縮小支払割合以下で設定する必要があります。

ベルフォア社による 早期災害復旧支援

東京海上日動が提携するベルフォア社の「早期災害復旧支援」とは？

ベルフォア社とは？ BELFOR (●)

ベルフォア社は、火災、水災等からの災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社です。火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

早期復旧の重要性

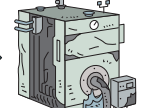
もしも、災害が発生したら、**時間との戦い**です。

災害発生後の状態で放置しておく、機械設備は腐食・さびが急速に進行し、復旧不能となるケースもあります。

例えば、火災事故の場合…

火災現場は
煙やススを被り…

消火後も腐食は進行。
大変な事に…



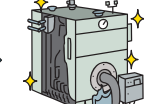
こうならないために
「早期復旧」
が大事!!

機械設備の**腐食拡大防止処置**が必要です。

東京海上日動は、世界的な災害復旧専門会社であるベルフォア社との提携会社です。ベルフォア社はお客様の機械設備の腐食進行を抑制する応急処置「安定化処置」をご提供します。

ベルフォア社による
「安定化処置」!

機械設備は無事。



ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の流れ

ステップ①

災害汚染確認

(修復の可否・
イオン汚染状況確認)

ステップ②

安定化処置

(被害の拡大防止のための腐食・
さびの進行抑制処理)

ステップ③

最適な復旧計画の ご提案

ステップ④*1

本格復旧

(ベルフォア社による早期修復)
or

機械設備メーカーによる
修理・交換

*1 被害の程度により、それぞれの組み合わせで対応いたします。

注目!

ビジネス総合保険制度にご加入いただくと、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。この特約により、財産、工事または休業に関する補償で保険金のお支払対象となる事故のうち、ご加入時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故の場合に行った安定化処置に対して安定化処置費用保険金をお支払いします。

【ベルフォア社の「早期災害復旧支援」と安定化処置費用補償特約に関して】

ビジネス総合保険制度にご加入いただいた場合に、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、ご加入の代理店または東京海上日動までご連絡いただくとともに、ベルフォア社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。

また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご加入の代理店または東京海上日動まで事故についてご連絡ください。

※この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※この特約は、罹災時にお客様がベルフォア社の「早期災害復旧支援」を受けられることを約定するものではありません。

※早期災害復旧支援のすべてが、この特約の補償内容となる「安定化処置」に該当するものではありません。

0120-119-140
受付時間:24時間365日

ベルフォアジャパン株式会社
https://www.belfor.com/jp/ja/

→ 安定化処置費用補償特約の詳細は、財産に関する補償はP.52およびP.72を、工事に関する補償はP.44およびP.69を、休業に関する補償はP.37およびP.66をご確認ください。

A series of horizontal dashed lines for writing.

経営者の皆様へのお役立ち情報

付帯サービス

ビジネス総合保険制度にご加入いただいたお客様がご利用できるサービスです。

インバウンドビジネス支援サービス

インバウンドに対応するなら、貴社のビジネス拡大にしっかり貢献する **東京海上日動の**

in **インバウンドビジネス支援サービス** にお任せください!!

本サービスは、ビジネス総合保険制度のご加入者および記名被保険者（加入者票記載の被保険者）にご利用いただけます。訪日外国人向けのビジネス支援にお役立てください。

※「インバウンド」とは外国人旅行者が日本に訪れることです。

初めて取り組むインバウンド対応を3つのサービスでサポートします!

どうしよう1

外国人の方をおもてなししよう!
…でも、全然言葉が通じない!

どうしよう2

インバウンド事業や
経営力アップに力を入れよう!
…でも、全部は把握できない!

どうしよう3

インバウンド対応しよう!
…でも、具体的にどうするの!

多言語電話通訳サービス

施設内で外国人の方と
意思疎通のための

**通訳専用の
コールセンターをご提供**

24時間
365日
対応

インバウンド情報提供サービス

観光ビジネスを推進するための

**ニュースレター・オンライン
セミナーをご提供**

インバウンドコンサルティングサービス

貴社のインバウンド対応について、

プロがアドバイス
(紹介先の事業者との契約にあたっては
有料となります。)

- 具体的なサービスのご利用方法については、加入者票に同封される「インバウンドビジネス支援サービスご利用方法」のチラシをご参照ください。
- 本サービスは、東京海上日動の提携会社を通じてサービス提供します。

弁護士ドットコムプレミアムサービス

いつでも、どこでも法律トラブル解決のヒントを!

**2万件の事業者の法律相談が見放題、
無料で閲覧できます。**

弁護士ドットコム

サービスのご利用方法

スマートフォンでアカウント登録用QRコード*を読み取り、「弁護士ドットコム」にアクセスします。

*アカウント登録用のQRコードは、ご加入時にご加入者宛に送付される加入者票同封の「弁護士ドットコムプレミアムサービスご案内」のチラシに記載されています。
※QRコードは(株)デンソーエウープの登録商標です。

加入者証券番号、メールアドレス等の必要事項を入力し、アカウント登録したらご利用の準備完了です!

宿泊客へ損害賠償の
請求はできますか?



雨漏りで濡れた客に対する
損害賠償の支払い義務は?



他の質問者の
法律相談が閲覧可能!

お気に入り
登録機能付き!

投稿時期や弁護士の
回答数等の条件で
カスタム検索も可能!

※サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

東京海上グループが提供・提案するサービスをご活用ください!

このページで紹介するサービスの詳細や利用方法は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
なお、ビジネス総合保険制度の関連サービスの全量は、P.5~6に記載していますので、そちらもご確認ください。

その他のサービス

海外展開支援サービス

海外への進出・事業拡大をご検討されるなら ▶ 東京海上日動の



海外展開支援サービス

にお任せください!

海外展開支援サービスのご紹介

貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを目指す「独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)」と協力し、東京海上日動が費用の全額または一部を負担することにより、ジェトロの実施する以下2つのサービスを提供いたします。

1 貿易実務オンライン講座

JETRO

サービス内容 | 海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かり易く学べるeラーニング講座です。目的とレベルに合わせた下記5講座をご用意しております。

基礎編	応用編	英文契約編
貿易実務の基礎的用語から体系的な実務の流れまで、貿易の全体像を把握することができます。	貿易実務の専門知識を深め、コスト削減やリスク回避などのノウハウを身につけることができます。(実務経験1~3年程度の方が対象)	売買契約・販売店契約など海外取引に不可欠な英文契約書読解の基礎知識から作成のノウハウまでを学習できます(実務経験1~3年程度の方が対象)
輸出商談編	英文ビジネスeメール編	
限られた商談時間を有効活用して、成約につなげるための事前準備・商談の進め方を短時間で学べます。オンライン商談にも対応。	英文eメールの定型表現や具体的な書き方を、商談プロセスに沿って一から学べます。	

受講者
1名1講座

ご利用いただけます

(注) お客様のご使用のネットワークまたはPCの環境によってご利用いただけない場合がございます。

2 海外ミニ調査サービス

JETRO

サービス内容 | 海外取引の足がかりとなる情報をジェトロ海外事務所が調査いたします。

企業リストアップ	現地法令等検索	統計資料検索	店頭小売価格調査
輸出入・代理店・製造委託等のパートナー候補となりうる企業を10社リストアップいたします。	ご指定の法律や政令等の原文を検索いたします。(現地語の翻訳はいたしません。)	公的機関等が公表している輸出入や生産統計などを検索いたします。(現地語の翻訳はいたしません。)	現地のスーパーマーケット等の小売店で販売されている商品の価格をお調べいたします。

年1回

ご利用いただけます

(注) 調査内容により、お客様に一部費用をご負担いただく場合がございます。

- 本チラシは「海外展開支援サービス」の概要を紹介したものです。ご不明の点については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- 当サービスは東京海上日動の「ビジネス総合保険制度」のご加入者が対象となります。
- 本チラシには、2024年4月時点のサービス内容を掲載しています。サービス内容は、変更・中止となる場合があります。
- 具体的なサービスご利用方法については、ご加入後にお渡しする「海外展開支援サービスご利用方法」のチラシをご参照ください。

●その他サービス 海外展開にあたっては、以下のサービスも是非ご活用ください。(無料)

ジェトロの支援サービス

貿易投資相談


輸出入・投資の制度や貿易実務に関してご相談いただけるサービスです。

ジェトロ 貿易投資相談 

https://www.jetro.go.jp/services/advisor/

海外フリーフィングサービス


ジェトロの海外事務所や現地一般経済事情やビジネス事例について、説明を受けられるサービスです。

ジェトロ フリーフィング 

https://www.jetro.go.jp/services/linefr/

新輸出大国コンソーシアム

海外展開に関し、専門家や公的機関等から支援を受けられることができるサービスです。(例:海外展開戦略策定、国際認証等取得の支援等)


新輸出大国コンソーシアム 

https://www.jetro.go.jp/consortium/

危機管理情報提供サービス

たびレジ

大使館や総領事館から旅先の最新の安全情報を取得することができるサービスです。

外務省 たびレジ 

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

海外リスクセンサー

テロ・災害・感染症・反グローバリズム等の分析・今後の予想・対策等についての情報を取得することができます。

海外リスクセンサー 

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

※詳細は東京海上日動までお問い合わせください。

※QRコードを読み込むために専用のアプリが必要となる場合があります。 ※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

東京海上

ディーアール株式会社による

企業向けリスクコンサルティングサービス

東京海上ディーアール株式会社とは?

東京海上ディーアールは、東京海上グループの企業です。1世紀以上に及ぶ東京海上のノウハウをもとに1996年に誕生しました。企業を取り巻く様々なリスクに対し、実践的で効果の高い対策をご提案します。

企業リスク情報やセミナーのご案内等の内容が充実しています。ホームページをご参照ください。

東京海上ディーアール株式会社 ▶

www.tokio-dr.jp/

事業活動を取り巻く
リスク 概要

賠償責任に
関する補償

休業に関する補償

工事に関する補償

財産に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご加入に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない主な場合

用語解説

ご加入にあたっての
ご注意事項

ご加入に関するご注意事項

☑については、
P.83～P.88の用語の解説をご確認ください。

1. 共通

保険期間について

設定いただける保険期間は1年のみです。

保険責任は、始期日の午後4時(ご加入者☑からのお申出により、加入依頼書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

自動セットされる特約による補償の制限

自動セットされる特約および制限される内容は、補償ごとに下表のとおりです。

この特約により、以下の損害、損失および営業継続費用については保険金をお支払いできません。

補償	自動セットされる特約	制限される内容
賠償責任に関する補償*1	サイバー攻撃危険不担保特約	サイバー攻撃☑に起因する損害*2
休業に関する補償*3	サイバー攻撃による事故の補償限定特約 (休業条項用)	サイバー攻撃☑によって保険の対象について生じた損害により、被保険者☑の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者☑に生じた営業継続費用。ただし、サイバー攻撃☑によって、保険の対象である占有物件または隣接物件に火災、破裂または爆発が生じた場合は、補償の対象となります。
工事に関する補償	サイバー攻撃による事故の補償限定特約 (工事特約用)	サイバー攻撃☑によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃☑によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合は、補償の対象となります。
財産に関する補償	サイバー攻撃による事故の補償限定特約 (財産条項用)	

*1 賠償責任に関する補償のうち、「サイバー・情報漏えい事故の補償」、「弁護士費用等(事業用)の補償」、「リコール事故の補償」、「人格権・宣伝侵害事故補償特約」には、この特約の規定は適用されません。

*2 「借用不動産損壊事故の補償」については、サイバー攻撃☑によって借用不動産について火災、破裂または爆発が生じた場合は補償の対象となります。

*3 「コンピュータシステム中断補償特約」については、この特約の規定は適用されません。

2.賠償責任に関する補償

被保険者の範囲

事故または費用の種類ごとに、下表の方が被保険者となります。
被保険者相互間における他の被保険者は、他人とみなします(支払限度額は増額されません。)。ただし、②～⑤までの者が①～⑤までの者に対して法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

区分	事故または費用の種類	被保険者	
基本補償・オプション	下記以外の事故または費用	①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人 ③記名被保険者が法人である場合、記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関) ④記名被保険者が法人以外の社団である場合、その構成員 ⑤記名被保険者が自然人である場合、記名被保険者の同居の親族 ⑥記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人 ⑦記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)	
	基本補償① 従業員等 所有自動車による企業賠償事故	上記①の方	
	基本補償② 生産物・完成作業事故	上記①～⑦の方、および以下の方 ・販売人(記名被保険者が販売・提供を直接委託している者) ・部品等製造業者 ・ライセンス所有者(生産物に対する著作権、意匠権その他の独占的な権利の所有者)	
	基本補償④ 借用不動産損壊事故	上記①の方、および以下の方 ・借用不動産の転貸人 ・借用不動産の転借人	
	基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故	上記①～⑤の方	
	基本補償⑥ リコール事故	上記①の方	
	基本補償⑦ 弁護士費用等 (事業用)	対人被害	上記①～④の方
		対物被害、 経済的被害	上記①の方
	信頼回復広告費用 (事故対応費用補償特約)		上記①の方
	業種特有のリスクの補償(詳細はP.25をご確認ください。)	指定管理業務	すべての事故 基本補償の種類ごとに上記①～⑦の方、および以下の方 ・指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体 ・記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者
工事業		工事完成 遅延事故 上記①の方	
クリーニング業務		すべての事故 上記①～⑦の方、および記名被保険者から洗たく物の取次ぎの委託を受けている委託取次所を営む方	
人材派遣業務		不誠実行為事故 上記①の方	
介護業務		記名被保険者が 養成研修を実施している 場合、すべての事故	基本補償の種類ごとに上記①～⑦の方、および協会会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生
		特定感染症事故	上記①の方
	サービス利用者搜索事故	上記①の方	
シルバー人材センター	すべての事故 基本補償の種類ごとに上記①～⑦の方、および記名被保険者の正会員 なお、上記①～③の方と記名被保険者の正会員の間、または記名被保険者の正会員同士は他人とみなします(支払限度額は増額されません。)。		

保険期間と保険事故の関係

事故の種類によって、保険期間との関係が異なります。主な類型は、下表のとおりです。詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。

事 故		保険期間との関係
①	②～④以外の事故	事故が保険期間中に発生した場合に、補償の対象となります。*1
②	サイバー・情報漏えい事故(賠償部分)、 人格権・宣伝侵害事故、居宅介護支援業務の経済的事故	保険期間中にそれぞれの事故に起因する損害賠償請求が被保険者に対してなされた場合に、補償の対象となります。
③	サイバー・情報漏えい事故(費用部分)、 弁護士費用等(事業用)(経済的被害)	次の場合に補償の対象となります。 ・保険期間中に被保険者がセキュリティトラブル等を発見した場合 ・保険期間中に記名被保険者が業務妨害等を発見した場合
④	リコール事故	保険期間中に記名被保険者から東京海上日動にリコール実施の決定通知があった場合に、補償の対象となります。

支払保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	争訟費用	損害賠償請求に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)等をいいます。
③	損害防止軽減費用・ 緊急措置費用*2	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。上記の手続きを行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
④	協力費用	東京海上日動が被保険者に代わって、被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

※以下の費用は、対応する基本補償・オプションを選択・セットしている場合にお支払いします。

+	基本補償 ①～③ 対物超過復旧費用		
	基本補償 ③ コインロッカー等収納品見舞費用		
	基本補償 ④ 借用不動産修理費用		
	基本補償 ⑦ 弁護士費用・法律相談費用		
⑤	オプション ② 被害者治療費用		
	基本補償 ①～④ 事故対応費用		
	訴訟対応費用	初期対応費用	信頼回復広告費用
	業種特有のリスクの補償	介護業務	
	特定感染症事故の費用	サービス利用者捜索事故の費用	
⑥	基本補償 ⑤ サイバー・情報漏えい事故対応費用		
	基本補償 ⑥ リコール費用		

お支払いする保険金の算出方法は、以下のとおりです。

① 法律上の損害賠償金

$$\text{お支払いする保険金} = \text{法律上の損害賠償金の額} - \text{免責金額}$$

P.62に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

⚠ 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となりますので、ご注意ください。

②～④の各種費用

全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

⑤の各種費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{費用の損害額} - \text{免責金額}$$

P.62に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

⑥の各種費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{費用の損害額} \times \text{縮小支払割合}$$

P.62に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

*1 弁護士費用等(事業用)の補償における対人被害・対物被害については、対象事故が保険期間中に発生した場合に保険金をお支払いします。また、対人被害については、身体の障害を被った時に対象事故が発生したものとみなします。

*2 基本補償 ⑤ サイバー・情報漏えい事故(対人・対物事故を除きます。)、財物損壊を伴わない使用不能損害事故、オプション ⑦ 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故では、補償の対象外となります。

*3 記名被保険者以外の者が生産物の回収等を実施した場合におけるリコール費用についての法律上の損害賠償金、争訟費用を含みます。

*4 サイバー・情報漏えい事故対応費用のうち再発防止費用については「90%」とし、それ以外の費用については「100%」とします。

*5 リコール費用のうち、在庫品廃棄関連費用、コンサルティング費用については「100%」とし、それ以外の費用については「90%」とします。

*6 日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

支払限度額と免責金額

(1)7つの基本補償それぞれについて、個別に支払限度額と免責金額を設定することができます。

事故	1事故あたり 支払限度額	保険期間中 支払限度額	1事故あたり 免責金額*1	
基本補償① 施設・事業活動遂行事故	1億円～10億円(1億円単位)	—	なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円～50万円(10万円単位)、100万円	
国外事業活動事故	1,000万円	—	基本補償① 施設・事業活動遂行事故と同額	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円	なし(0円)	なし(0円)	
データ損壊事故	1,000万円			
オプション① 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円			
オプション② 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)			
オプション③ 地盤崩壊事故	1,000万円			
対物超過復旧費用	50万円	—	なし(0円)	
基本補償② 生産物・完成作業事故	1億円～10億円(1億円単位)	1事故あたりと同額	なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円～50万円(10万円単位)、100万円	
オプション⑤ 不良完成品・不良製造加工品事故	1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～5億円(1億円単位)	1事故あたりと同額	基本補償② 生産物・完成作業事故と同額	
オプション⑥ 生産物・仕事の目的物損壊事故	1,000万円～5,000万円(1,000万円単位)	なし(0円)	なし(0円)	
国外流出生産物事故	1,000万円			
オプション⑦ 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故	1,000万円			
財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円			
オプション① 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円			
オプション② 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)	なし(0円)		
対物超過復旧費用	50万円	—	なし(0円)	
基本補償③ 管理下財物事故	100万円、500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～10億円(1億円単位)	—	なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円～50万円(10万円単位)、100万円	
管理自動車事故				
リース・レンタル財物損壊事故	1,000万円*2	なし(0円)	なし(0円)	
オプション⑧ リース・レンタル財物盗取・詐取事故	リース・レンタル財物損壊事故と支払限度額・免責金額を共有します。			
国外管理下財物事故	1,000万円*2			
支給財物事故	1,000万円*2			
現金・貴重品事故	1,000万円*2			
自動車使用不能損害事故	1,000万円*2(1台につき10万円)			
コインロッカー等収納品見舞費用	1,000万円*2(被害者1名につき1万円)			
データ損壊事故	1,000万円			
オプション③ 地盤崩壊事故	1,000万円			
対物超過復旧費用	50万円	—	なし(0円)	
基本補償④ 借用不動産損壊事故	包括型	500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)	なし(0円)	
	選択型*3	500万円～2,000万円(500万円単位)、2,000万円～5億円(1,000万円単位)		
借用不動産修理費用	包括型	500万円		
	選択型	500万円		
事故対応費用		1,000万円(身体障害見舞費用については、1名につき10万円)	—	なし(0円)

*1 設定いただく免責金額は1つの枠内で共通の金額となりますが、保険金をお支払いする際の免責金額の適用は事故・費用ごとに個別に行います。詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。

*2 ただし、**基本補償③**管理下財物事故の支払限度額を100万円または500万円に設定している場合は、**基本補償③**管理下財物事故の支払限度額と同額となります。

*3 「選択型」の支払限度額は、借用不動産ごとに設定します。

事 故	1事故あたり 支払限度額	保険期間中 支払限度額	1事故あたり 免責金額*1																																								
基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故	1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円		なし(0円)																																								
サイバー・情報漏えい事故対応費用	<p>サイバー・情報漏えい事故で設定した支払限度額に応じて、次のとおりとなります。</p> <p>サイバーエントリープラン</p> <table border="1"> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤</td> <td>サイバー・情報漏えい事故対応費用</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>限定プラン</p> <p><情報漏えいまたはそのおそれによる損害></p> <table border="1"> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤</td> <td>サイバー・情報漏えい事故対応費用</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </table> <p><左記以外>*2</p> <table border="1"> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤</td> <td>サイバー・情報漏えい事故対応費用</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>通常プラン</p> <table border="1"> <tr> <td>サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤</td> <td>サイバー・情報漏えい事故対応費用</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </table> <p>ただし、次の費用については、それぞれ次の支払限度額を適用します(サイバー・情報漏えい事故対応費用の内枠)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報漏えい見舞費用</td> <td>被害者1名につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>法人見舞費用</td> <td>被害法人1社につき5万円</td> </tr> <tr> <td>身体障害見舞費用</td> <td>被害者1名につき10万円</td> </tr> <tr> <td>コンピュータシステム復旧費用</td> <td>1事故かつ保険期間中1,000万円*3</td> </tr> <tr> <td>再発防止費用</td> <td>1事故かつ保険期間中1,000万円*3</td> </tr> </tbody> </table>		サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用	50万円	50万円	サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用	3,000万円	1,000万円	5,000万円	2,000万円	1億円	3,000万円	サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用	50万円	50万円	サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用	1,000万円	200万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	2,000万円	1億円	3,000万円	3億円	3,000万円	費用	支払限度額	個人情報漏えい見舞費用	被害者1名につき1,000円	法人見舞費用	被害法人1社につき5万円	身体障害見舞費用	被害者1名につき10万円	コンピュータシステム復旧費用	1事故かつ保険期間中1,000万円*3	再発防止費用	1事故かつ保険期間中1,000万円*3	なし(0円)
サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用																																										
50万円	50万円																																										
サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用																																										
3,000万円	1,000万円																																										
5,000万円	2,000万円																																										
1億円	3,000万円																																										
サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用																																										
50万円	50万円																																										
サイバー・情報漏えい事故 基本補償⑤	サイバー・情報漏えい事故対応費用																																										
1,000万円	200万円																																										
3,000万円	1,000万円																																										
5,000万円	2,000万円																																										
1億円	3,000万円																																										
3億円	3,000万円																																										
費用	支払限度額																																										
個人情報漏えい見舞費用	被害者1名につき1,000円																																										
法人見舞費用	被害法人1社につき5万円																																										
身体障害見舞費用	被害者1名につき10万円																																										
コンピュータシステム復旧費用	1事故かつ保険期間中1,000万円*3																																										
再発防止費用	1事故かつ保険期間中1,000万円*3																																										
基本補償⑥ リコール事故	500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円*4 (在庫品廃棄関連費用については、設定いただく支払限度額の内枠で200万円)		なし(0円)																																								
基本補償⑦ 弁護士費用等(事業用)*5	対人被害・ 対物被害 300万円 (ただし、被保険者1名につき100万円)	300万円	なし(0円)																																								
	経済的被害 10万円	30万円																																									

*1 設定いただく免責金額は1つの枠内で共通の金額となりますが、保険金をお支払いする際の免責金額の適用は事故ごとに個別に行います。詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。

*2 情報漏えいリスクの支払限度額の内枠となります。

*3 サイバー・情報漏えい事故対応費用の支払限度額が1,000万円未満の場合は、サイバー・情報漏えい事故対応費用の支払限度額とします。

*4 支払限度額を5,000万円または1億円で設定した場合は、記名被保険者が製造・販売等を行った財物が、次の財物の原材料、部品(添加物、資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された場合の支払限度額は3,000万円となります。①自動車、原動機付自転車または自転車 ②電池、ACアダプターまたは充電器 ③チャイルドシート ④血液製剤 ⑤たばこまたは電子たばこ ⑥武器 ⑦航空機

*5 弁護士費用のうち、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への報酬は、お支払いする保険金の上限額を定めています。詳細は「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。

ご加入に関するご注意事項

(2)以下の業種特有のリスクに関する補償については、それぞれの事故について、以下の支払限度額・免責金額が適用されます。(支払限度額は、それぞれの事故に個別に適用され、他の事故と共有しません。)

業 務	事 故	1事故あたり支払限度額	保険期間中支払限度額	1事故あたり免責金額
工事業	データ損壊事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	工事完成遅延事故	1,000万円*1	1,000万円	なし(0円)
人材派遣業務	不誠実行為事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
介護業務	行方不明時使用不能損害事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	特定感染症事故*2*3	100万円	1事故と同額	なし(0円)
	サービス利用者搜索事故*2	100万円(1名20万円)*4	1事故と同額	なし(0円)
居宅介護支援業務	経済的事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)

保険料の算出に必要な事項

- お客様の業種と、ご加入時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)をご確認ください。建設業の場合は工事の種類ごとの完成工事高の内訳も併せてご確認ください。
- 基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償(包括型)にご加入いただく場合は、ご加入時に把握できる最近の一定日の借用事務所・店舗等の建物数、および借上社宅の戸室数をご確認ください。

ご加入の対象外の業種

お客様の主要業種が以下の業種に該当する場合は、賠償責任に関する補償にご加入いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険事業団体、福祉事務所、政治・経済・文化団体(商店会を除きます。)、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務、集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

*1 工事請負契約書に記載された損害賠償金額(違約金としての違約金を含みません。)または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。
 *2 補償の対象となる費用の詳細は、「ホームページ掲載の約款」をご確認ください。
 *3 同一の事故について、休業に関する補償の「感染症補償特約」でも補償される場合は、同特約から優先して保険金をお支払いします。
 *4 搜索協力者に対する謝礼金は、協力者1名または1法人につき、5,000円を限度とします。

3.休業に関する補償

ご加入の対象外の業種

主契約

加入者^①（被保険者）の事業全体における主要業種によっては、ご加入いただくことができない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険の対象

P.35と併せてご確認ください。

主契約 太陽光

(1) 日本国内に所在する以下のものが保険の対象となります。

①占有物件	ア. 被保険者 ^② が全部または一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち被保険者 ^② が占有する部分 イ. ア.が所在する敷地内にある、被保険者 ^② が占有する物
②隣接物件	ア. 被保険者 ^② が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および①ア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および①ア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ユーティリティ設備	①ア.および②ア.と配管または配線により接続している次のいずれかに該当する事業者（被保険者 ^② 以外の者をいいます。）が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の事業者が占有するもの ア. 電気事業法に定める電気事業者 イ. ガス事業法に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ. 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 オ. 電気通信事業法に定める電気通信事業者
<オプション> 直接仕入先・納品先物件*1	直接仕入先 ^③ または直接納品先 ^④ が全部または一部を占有する日本国内に所在する事業用の建物等

(2) 以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車*2、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者^②が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者^②が含まれていないもの
- 仮工場の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工所用材料または工所用仮設材
- 動物、植物等の生物（動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は、保険の対象に含みます。）
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 通貨等^⑤、預貯金証書^⑥その他これらに類する物
- 法令により被保険者^②による所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設内に所在する物件
- 動物または植物を育成する施設*3およびこれらの施設内に所在する物件

(3) お支払対象となる事故によっては、以下のとおり補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください*4。

電氣的・機械的事故の場合：P.70「5.財産に関する補償 保険の対象(3) ●電氣的・機械的事故の場合」の表に記載された物に損害が生じた結果、被保険者^②の営業が休止または阻害されたために生じた損失または被保険者^②に生じた営業継続費用のみ補償します。

(4) 日本国内に所在する、上記保険の対象(1)①から③までに該当するものを補償します。

*1 「直接仕入先および納品先物件補償特約」をセットする場合に補償の対象となります。本特約は「休業に関する補償(主契約)」の場合にセットできます。

*2 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。

*3 孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

*4 「電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)」をセットする場合は、保険の対象である占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等についても補償することができます。詳細は、P.38をご確認ください。

保険金のお支払方法

P.36と併せてご確認ください。

主契約 太陽光

以下の算式によって算出した額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、10億円*1を限度とします。

$$\text{損害保険金} = \frac{\text{主契約 売上減少高} \times \text{太陽光 太陽光売電収入減少額}}{\text{補償割合}}$$

※営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、売上減少高・太陽光売電収入減少額について公正な調整を行ったうえで保険金をお支払いすることがあります。

※ご加入時に設定した補償割合が粗利益率を著しく超える場合は、公正な調整を行った粗利益率を補償割合として保険金をお支払いすることがあります。

※複数の店舗・事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗・事業所の売上減少高・太陽光売電収入減少額にて算出します。ただし、一部の店舗・事業所の営業が休止または阻害されたことによって、他の店舗・事業所の売上高・太陽光発電の売電収入額が増加している場合は、その増加額を差し引いた額にて算出することがあります。

※「地震休業補償特約」の保険金のお支払方法は上記とは異なります。詳細は、P.39をご確認ください。

費用保険金の詳細

P.37と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額	対象
営業継続費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき、設定いただく支払限度額(300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円)を限度とします。	
損害拡大防止費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。財産条項の「損害拡大防止費用保険金」が支払われる場合は、その保険金の額を差し引いて支払います。	
請求権の保全・行使手続費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。財産条項の「請求権の保全・行使手続費用保険金」が支払われる場合は、その保険金の額を差し引いて支払います。	主契約 太陽光
安定化処置費用保険金 (自動セット:安定化処置費用補償特約(休業条項用))	安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが*2、「被保険者」がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対して「安定化処置費用補償特約(休業条項用)」により安定化処置費用保険金として、1回の事故につき5,000万円*3を限度にお支払いします。	

※「直接仕入先および納品先物件補償特約」の費用保険金の支払限度額は、上記とは異なります。詳細は、P.38をご確認ください。

*1 「直接仕入先および納品先物件補償特約」については、損害保険金および費用保険金合算で、1回の事故につき300万円がお支払いの限度となります。

*2 休業に関する補償ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産に関する補償をご加入いただく必要があります。

*3 休業に関する補償と併せて財産に関する補償をご加入いただいている場合は、これらを合計して1事故につき5,000万円が限度となります。

保険料の算出に必要な事項

主契約 太陽光

補償範囲に応じた主要業種と、ご加入時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)または太陽光発電の売電収入額^④をご確認ください。

確認事項	
主要業種	主契約 ご加入者(被保険者 ^④)の事業全体における主要業種* ¹
売上高 (完成工事高)・ 太陽光発電の 売電収入額 ^④	主契約 ご加入者(被保険者 ^④)の事業全体の売上高(完成工事高) ※売上高に含まれる家賃収入額、太陽光発電の売電収入額 ^④ は除きます。
	太陽光 ご加入者(被保険者 ^④)の事業全体の太陽光発電の売電収入額 ^④ ※売上高に含まれるか否かによらず、すべての太陽光発電の売電収入額 ^④ を合計した額とします。

*1 事業に建設業が含まれる場合は、建設業と建設業以外の主要業種をそれぞれ確認します。

4. 工事に関する補償

対象となる工事・対象とならない工事

P.41と併せてご確認ください。

(1) 記名被保険者^④が保険期間中に施工しているすべての工事が対象となります。

対象となる工事種類*1		対象となる工事の主な例	
建設・組立工事	建物	躯体工事を伴う	建物建築(新築・増改築)工事 住宅、ビル等の建物の建築工事(増築、改築工事を含みます。)
		躯体工事を伴わない	建物内装・外装工事 住宅、ビル等の建屋内工事(内装、改装、間仕切り、天井取替工事等)および建屋外工事(外壁、屋根取替え・補強、外壁吹付け工事等)
	建物付帯設備	建物付帯設備工事 (給排水衛生設備工事を除く)	建物等の空調、電気設備およびガス設備の据付工事(取替、増強工事を含みます。)
		給排水衛生設備工事	建物等の給排水衛生設備の据付工事(取替、増強工事を含みます。)
	建物・建物付帯設備以外	家電品の据付工事	住宅への冷暖房機、洗濯機、コンピュータ、テレビ・オーディオ機器、電話機等の家電品の据付工事
		電気・受変電・送配電設備工事	変圧器、遮断器、配電盤、整流器、変流器、変成器および電気配線等の受変電・送配電設備の据付工事
		通信用設備の据付工事・通信配線工事	交換機、コンピュータ(ホスト、サーバ、クライアント)、電話機、無線送信機、電源装置、その他周辺機器、アンテナ、通信用ケーブル、配線等の据付工事
	その他の機械・設備等または足場の組立・据付工事	金属工作機械、ポンプ、送風機、化学機械、プラスチック成形加工機、繊維機械、食品加工機械、試験・実験装置・測定機械等の据付工事、足場の組立工事	
土木工事*2	道路舗装工事	道路舗装工事	
	上下水道・地下構築物・基礎・外構工事	上下水道を敷設するための掘削工事、地下構築物工事、建物や構築物のための基礎工事、塀、柵、垣根等の外構を造築する工事	
	土地造成・地盤改良工事	土地造成工事、地盤改良工事	
	道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事	道路工事(道路舗装工事を除きます。)、鉄道工事、トンネル工事	
	埋立・河川・港湾・海岸工事	埋立工事、さく井工事、護岸工事、堤防工事、浚渫工事	
	ダム建設工事	ダム建設工事	
はつり・解体工事	はつり・解体工事	はつり・解体工事	

(2) 以下の工事は対象となりませんので、ご注意ください。

- 共同企業体方式による工事における分担施工方式の工事で、記名被保険者^④が施工する部分以外の工事
- 海外において行う工事
- 請負金額が100億円を超える工事

保険の対象

P.42と併せてご確認ください。

(1) 保険の対象は工事現場*3に所在する以下の物となります。

保険の対象	保険の対象の範囲
本工事の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工事物件*4 (例)ビル、空調設備、家電品、道路舗装部分
仮工事の目的物	本工事を行う際に必要な一時的な構築物 (例)型枠工、支持枠工、足場工、工事用道路、仮排水路
工事中用仮設物	本工事・仮工事を行うために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備
工事中用仮設建物	本工事を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 (例)現場事務所、宿舍、倉庫
工事中用仮設建物内の 什器・備品	工事中用仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
工事中用材料	本工事の目的物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材*4 (例)ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
工事中用仮設材	仮工事の目的物、工事中用仮設物または工事中用仮設建物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材 (例)コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

*1 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

*2 対象工事が土木工事^④に該当する場合は、土木工事^④固有で保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない主な場合の詳細は、P.81をご確認ください。

*3 工事現場とは、工事の施工される場所および工事遂行のために用いられる作業場の全域をいいます。対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事中用仮設建物が工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所も工事現場に含まれます。

*4 [支給材料補償特約]をセットした場合は、発注者、請負業者等の工事関係者から支給された支給材料^④を含みます。

(2)以下の物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 工用仮設備⁵、工用機械器具⁶およびこれらの部品⁵ ● 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ● 通貨等⁶、預貯金証書⁶その他これらに類する物 ● 支給材料⁶

各種費用の詳細

P.44と併せてご確認ください。

(1)以下の費用保険金をお支払いします。

費用保険金	お支払額
残存物取片づけ費用保険金	実費をお支払いします。ただし、1事故につき損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
工事修理付帯費用保険金 ^{*7}	実費をお支払いします。ただし、1事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
安定化処置費用保険金 ^{*7} (自動セット:安定化処置費用補償特約(工事特約用))	安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格復旧した場合」は修理費の一部として工事に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが、「被保険者がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(工事特約用)により安定化処置費用保険金として、1事故につき5,000万円を限度にお支払いします。

(2)以下の費用を損害額に含めて損害保険金としてお支払いします。損害保険金のお支払額は1事故につき支払限度額⁶が限度となります。

費用	お支払額
地盤注入費用 ^{*7}	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき100万円を限度とします。
損害拡大防止費用	実費をお支払いします。

支払限度額と免責金額

P.43と併せてご確認ください。

特約の種類	対象工事ごとの支払限度額 ⁶		免責金額 ⁶	
	1事故あたり	保険期間中	1事故あたり	
工事危険補償特約	保険金額 ^{8*9} (ただし、対象工事が土木工事 ⁶ に該当する場合は、保険金額 ^{8*9} または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	無制限	2万円、5万円、10万円、50万円または100万円のいずれかで設定いただく金額	
オプションで セット いただける 特約	支給材料補償特約	50万円、100万円、500万円、1,000万円から1億円まで(1,000万円単位のいずれかで設定いただく額 ^{10*11})	無制限	工事危険補償特約の免責金額 ¹²
	工用仮設備・工用機械器具補償特約	500万円	500万円	5万円
	保証期間に関する特約	保険金額 ^{8*9} (ただし、対象工事が土木工事 ⁶ に該当する場合は、保険金額 ^{8*9} または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	無制限	損害額の20%または10万円のいずれか高い額
	工事資材等輸送危険補償特約	100万円または保険価額のいずれか低い額を限度とします。	無制限	5万円

保険料の算出に必要な事項

ご加入時に把握できる最近の会計年度(1年間)の工事の種類ごとの完成工事高の内訳をご確認ください。また、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、完成工事高から保険の対象に含まれない工事の金額を控除します。

*5 「工用仮設備・工用機械器具補償特約」をセットすることで補償できます。

*6 「支給材料補償特約」をセットすることで補償できます。

*7 「工用仮設備・工用機械器具補償特約」で補償の対象となる場合は、工事修理付帯費用保険金、安定化処置費用保険金および地盤注入費用はお支払いしません。

*8 請負契約上の請負金額をいい、請負金額が定まっていない工事については、その工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。ただし、請負金額に保険の対象に含まれない工事に関する金額が算入されている場合は、その金額を控除し、出積値引(施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。)がなされている場合は、その金額を加算します。

*9 対象工事に他の工事の仮工事の目的物が含まれる場合は、請負金額にその工用仮設材の損害が生じた地および時における時価額を加算した額(請負金額の内訳書に計上した損料または償却費を除きます。)を保険金額⁶とします。

*10 対象工事が土木工事⁶に該当する場合は、「工事危険補償特約」または「保証期間に関する特約」の損害保険金の額と合算して1億円を限度とします。

*11 「工事資材等輸送危険補償特約」をセットしている場合は、その損害保険金の額と合算して100万円を限度とします。

*12 「保証期間に関する特約」または「工事資材等輸送危険補償特約」をセットしている場合は、その特約の免責金額⁶が適用される場合があります。

5. 財産に関する補償

保険の対象

P.49～50と併せてご確認ください。

(1) 建物*1、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とすることができます。

(2) 以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車*2、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者☑が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者☑が含まれていないもの
- 仮工事の目的物、工事前仮設物、工事前仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等
- 工事現場に所在する工事前材料、工事前仮設材、工事前仮設備および工事前機械器具ならびにこれらの部品(ただし、工事の発注者に被保険者☑が含まれていない場合に限り。)、潤滑油、燃料等の運転用資材
- 動物、植物等の生物
- 被保険者☑がリース契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 通貨等☑、預貯金証書☑その他これらに類する物(ただし、保険の対象が設備・什器等で盗難の補償を選択している場合は、業務用の通貨等☑、預貯金証書☑の盗難については一定金額まで補償されます。詳細はP.51をご覧ください。)
- 法令により被保険者☑による所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 被保険者☑が所有する商品・製品等のうち、被保険者☑が直接提供する者に対して引き渡したもの
- レンタル契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等*3(被保険者☑から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者☑に返還された時までの間のみ保険の対象に含まれません。)

(3) お支払対象となる事故によっては、補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください。

● 風災、雹災、雪災の場合：以下の風災危険設備(屋外設備装置)は、補償されません。

- ・ 屋外設備装置に該当する街路灯および外灯 ・ 使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置 ・ 建築中の屋外設備装置
- ・ ゴルフネット等の防球ネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの*4

* [風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約]をセットいただくことで、上記の風災危険設備(屋外設備装置)について風災、雹災、雪災を補償することができます。

● 電氣的・機械的事故*5の場合：以下の物で、屋外設備装置に該当するもの、または、建物もしくは屋外設備装置に付属するもののみ補償します*6(商品・製品等については補償の対象となる場合が限られます。)

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類 等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、端子・導管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備 等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備 等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール 等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール 等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン 等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス 等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機 等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー 等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(アンカーボルトを含みます。)のみに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。また、これらの設備からは、以下に規定するものを除きます。

- ・ コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(陶磁器製の機器または器具には、端子・導管を含みません。)
- ・ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ・ ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含まれます。
- ・ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含まれます。
- ・ フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- ・ 炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含まれます。

*1 専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物は保険の対象となりません。

*2 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

*3 屋外設備装置、設備・什器等を全国補償でご加入いただく場合は、「レンタル物件不担保特約(屋外設備装置)」または「レンタル物件不担保特約(設備・什器等)」が自動セットされます。

*4 土地に定着しており、常に建物内に収容しないものをいいます。

*5 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーフ、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

*6 「電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約(財産条項用)」をセットいただくことで、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にあるものについても、電氣的・機械的事故を補償することができます。ただし、補償の対象とならないものがありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(4) 保険の対象の種類ごとに、補償範囲を選択してご加入いただけます。

ご加入時にお選びいただいた補償範囲を保険期間の途中で変更することはできません。ただし、保険の対象が屋外設備装置、設備・什器等、または商品・製品等であって、補償範囲が敷地内補償(特定)の場合に限り、保険期間の途中で、敷地内補償(包括)に変更することができます。

●建物の場合

保険の対象	補償範囲	
	全国補償	敷地内補償
建物	— (お選びいただけません。)	ご加入時にお選びいただいた一つの建物ごとに補償します。

●屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等の場合

保険の対象	補償範囲	全国補償	敷地内補償*1	
			敷地内補償(包括)	敷地内補償(特定)
屋外設備装置		日本国内に所在し、被保険者が所有する屋外設備装置を包括して補償します。	被保険者が所有する屋外設備装置をご加入時に特定した敷地内ごとに包括して補償します。	被保険者が所有する屋外設備装置を、ご加入時に特定した同一敷地内に所在する特定の物件(1基ごとにお選びいただけます。)に限定して補償します。
設備・什器等	建物内設備・什器等	日本国内に所在し、被保険者が所有する建物内設備・什器等を包括して補償します。	被保険者が所有する建物内設備・什器等をご加入時に特定した敷地内ごとに包括して補償します。	被保険者が所有する建物内設備・什器等を、ご加入時に特定した同一敷地内に所在する特定の建物(一つの建物ごとにお選びいただけます。)に収容されるものに限定して補償します。
	建物外設備・什器等*2	日本国内に所在し、被保険者が所有する建物外設備・什器等を包括して補償します。	被保険者が所有する建物外設備・什器等をご加入時に特定した敷地内ごとに包括して補償します。	— (お選びいただけません。)
商品・製品等	建物内商品・製品等	日本国内に所在し、被保険者が所有する建物内商品・製品等を包括して補償します。	被保険者が所有する建物内商品・製品等をご加入時に特定した敷地内ごとに包括して補償します。	被保険者が所有する建物内商品・製品等を、ご加入時に特定した同一敷地内に所在する特定の建物(一つの建物ごとにお選びいただけます。)に収容されるものに限定して補償します。
	建物外商品・製品等*2	日本国内に所在し、被保険者が所有する建物外商品・製品等を包括して補償します。	被保険者が所有する建物外商品・製品等をご加入時に特定した敷地内ごとに包括して補償します。	— (お選びいただけません。)

水災の保険金支払方式

P.54と併せてご確認ください。

水災による損害に対する保険金のお支払方式是、以下の2つの方式をご用意しております。

浸水条件有型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じ、その損害の状況が以下のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いする方式です。	
	保険の対象	損害の状況
	建物	保険価額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合
	屋外設備装置	1基ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*3
	建物内に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合
	建物内に収容されていない設備・什器等、商品・製品等*4	敷地内ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*3
浸水条件無型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じた場合に保険金をお支払いする方式です。	

また、これに加えて、実際の損害額(残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理工費用を含みます。)に縮小支払割合を乗じて保険金をお支払いする「水災縮小支払特約」をセットいただくこともできます。この場合は、縮小支払割合を70%、50%、30%、15%、5%からお選びいただけます(15%以上の設定をご検討ください。)

*1 屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等において敷地内補償を選択した場合は、それぞれ敷地内ごとに敷地内補償(包括)または敷地内補償(特定)のいずれかをお選びいただけます。
 *2 建物外補償なしとした場合は、保険の対象となりません。なお、建物内を補償せずに、建物外のみを補償することはできません。
 *3 屋外設備装置または建物内に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等が敷地内に所在しない場合は、同一の事故により敷地内に所在する保険の対象について生じた損害に対して損害保険金が支払われるときに、保険金をお支払いします。
 *4 建物内に収容されていない商品・製品等に生じた損害は、「輸送中商品・製品等の補償拡大特約」をセットした場合に補償されます。

費用保険金のお支払額

P.52と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額	
安定化処置費用保険金 (自動セット:安定化処置費用補償特約(財産条項用))	安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが、「被保険者 ^② がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して「安定化処置費用補償特約(財産条項用)」により安定化処置費用保険金として、1回の事故につき5,000万円*1を限度にお支払いします。	
修理付帯費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険の対象の合計保険金額 ^② *2の30%に相当する額または1,000万円(工場物件の場合は、5,000万円とします。)のいずれか低い額を限度とします。	
失火見舞費用保険金	1被災世帯につき50万円をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険の対象の合計保険金額 ^② *2の20%に相当する額を限度とします。	
地震火災費用保険金	以下のとおり、お支払いします。ただし、1回の事故、1敷地内につき300万円(工場物件の場合は、2,000万円とします。)を限度とします。	
	建物	半焼以上*3の損害の場合、保険金額 ^② *2の5%に相当する額をお支払いします。
	屋外設備装置	保険価額 ^② の50%以上の損害の場合、保険価額 ^② の5%に相当する額または保険金額 ^② *2の5%に相当する額のいずれか低い額をお支払いします。
	建物内に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上*3の損害の場合、建物ごとに100万円または保険金額 ^② *2の5%に相当する額のいずれか低い額をお支払いします。
屋外設備装置に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する屋外設備装置が保険価額 ^② の50%以上の損害の場合、屋外設備装置ごとに100万円または保険金額 ^② *2の5%に相当する額のいずれか低い額をお支払いします。	
損害拡大防止費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。	
請求権の保全・行使手続費用保険金	実際にかかった費用をお支払いします。	

保険金額の設定方法のご注意点

P.51と併せてご確認ください。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額^②を設定してください。
- 保険の対象の価額^②に約定付保割合を乗じて保険金額^②を設定します。約定付保割合は30%から100%までの10%単位で設定します。ただし、補償範囲が全国補償の場合は100%での設定とします。
- 保険金額^②が保険の対象の価額^②(保険価額^②)を超過する状態(超過保険)で事故が発生した場合は、お受け取りいただける損害保険金のうち、「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、損害が生じた保険の対象の保険価額^②が上限となり、保険金額^②のうち保険の対象の価額^②(保険価額^②)を超える部分に対してはお支払いできませんので、ご注意ください。

特にご注意
いただきたい
ポイント



- ・建物の保険金額^②に土地代を含めて保険金額^②を設定した場合は、土地代に相当する金額が保険の対象の価額^②を超過することとなりますので、土地代を含めずに保険金額^②を設定してください。
- ・他の保険契約等(共済契約を含みます。)をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等と合算した保険金額^②が保険の対象の価額^②を超えると、超えた部分に対する保険料が無駄となることがあります。

- 財産に関する補償にご加入いただいた場合は、「保険金額設定に関する特約」が自動セットされます。ご加入者^②または被保険者^②の故意または重大な過失によって、保険金額^②が保険の対象の価額^②に約定付保割合を乗じて算出された額より低く設定されたことを東京海上日動が知ったときは、「保険金額設定に関する特約」により、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることがあります。

特にご注意
いただきたい
ポイント



- ・補償範囲を全国補償または敷地内補償(包括)でご加入いただく場合は、特に以下の点にご注意ください。
- ・全国補償の場合は、日本国内に所在するすべての保険の対象の価額^②の合計に約定付保割合を乗じた額と、敷地内補償(包括)の場合は、その敷地内に所在するすべての保険の対象の価額^②の合計に約定付保割合を乗じた額と同額で保険金額^②を設定してください。保険の対象のうち一部の屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等に限定して保険金額^②を設定することはできません。
- ・建物外補償ありでご加入いただく場合は、被保険者^②が所有し、建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等の保険の対象の価額^②も含めて保険金額^②を設定してください。

保険料の算出に必要な事項

(1) 保険の対象の所在地

保険の対象の種類に応じて、保険の対象の所在地をご確認ください。

保険の対象の種類	ご確認ください所在地
建物	建物の所在する敷地内
屋外設備装置	最大物件 ^② の所在する敷地内
設備・什器等、商品・製品等	主要保管場所 ^② の所在する敷地内

- *1 財産に関する補償と併せて休業に関する補償にご加入いただいている場合は、これらを合計して1回の事故につき5,000万円が限度となります。
- *2 保険金額^②が保険価額^②を超える場合は、保険価額^②とします。また、高価貴金属等^②を補償の対象とする場合は、保険の対象の合計保険金額^②に高価貴金属等^②のご加入時に設定した限度額を加算します。
- *3 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額^②の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(2) 物件種別

建物（設備・什器等、商品・製品等の場合は、主要保管場所^④の建物）・屋外設備装置の物件種別をご確認ください。

一般物件	工場物件
<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、専用店舗、工場物件に該当しない作業場等の建物または屋外設備装置 ・上記の建物と同一の敷地内に所在する設備・什器等または商品・製品等 	一定以上の作業規模*1を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等

(3) 構造級別

●建物（設備・什器等または商品・製品等の場合は、主要保管場所^④*2の建物）の構造級別を下表に基づき判定します。
※建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

STEP1 建物の【柱】をご確認ください。	STEP2 建物の性能に応じた【耐火基準】をご確認ください。	構造級別判定
①コンクリート造*3、耐火被覆鉄骨造	ご確認不要です。	1級
②鉄骨造	ア. 耐火性能を有する建物*4	
	イ. 上記ア.以外	2級
③上記①～②以外	ウ. 耐火性能を有する建物*4	1級
	エ. 準耐火性能を有する建物*5	2級
	オ. 省令準耐火建物*6	
	カ. 上記ウ.～オ.以外	3級

特にご注意
いただきたい
ポイント



「耐火性能を有する建物*4」、「準耐火性能を有する建物*5」または「省令準耐火建物*6」に該当する場合は、【柱】のみで構造を判定する場合と比べて保険料が安くなる場合があります。特に【柱】が「木造」の場合は、構造級別の判定にご注意ください。

●屋外設備装置は、最大物件^④の構造級別を下表に基づき判定します。

構造	構造級別判定
コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造または石造のもの	1級
上記以外の不燃材料で造られたもの	2級
その他のもの	3級

(4) 建築年月

建物が保険の対象である場合は建築年月として、建物の「建物完成年月」（建物の建築工事が完了した年月）をご確認ください。

「建築年月」から「保険始期年月」までの年数によって算出した築年数*7に応じて、保険料を算出します。建築年月が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

(5) 一般物件職作業・工場物件業種

保険の対象の種類に応じて、一般物件職作業または工場物件業種をご確認ください。

※複数の一般物件職作業・工場物件業種がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険の対象の種類	ご確認いただく一般物件職作業・工場物件業種
建物	建物内で行われている一般物件職作業または工場物件業種
屋外設備装置	最大物件 ^④ の一般物件職作業または工場物件業種
設備・什器等、商品・製品等	(主要保管場所 ^④ が建物内の場合) 主要保管場所 ^④ となる建物の一般物件職作業または工場物件業種 (主要保管場所 ^④ が建物外の場合*8) 主要保管場所 ^④ となる敷地内の工場物件業種

*1 動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合があります。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをいいます。

*2 主要保管場所^④が建物外の場合は、構造級別の判定は不要です。

*3 コンクリート造には、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造を含みます。

*4 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部*9が耐火構造の建物」または「主要構造部*9が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準*10に適合する構造の建物」が該当します。建築確認申請書等をご確認いただくか、施工者等にご確認ください。

*5 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。建築確認申請書等をご確認いただくか、施工者等にご確認ください。

*6 施工者等にご確認ください。

*7 1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。

*8 主要保管場所^④が建物外で物件種別が一般物件の場合は、一般物件職作業の確認は不要です。

*9 建築基準法施行令第108条の3に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合は、その部分以外の主要構造部をいいます。

*10 令和6（2024）年4月1日付改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任に関する補償

直接・間接を問わず、以下の損害または事由によって生じた損害に対しては、**保険金をお支払いできません。**
すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「**ホームページ掲載の約款**」をご参照ください。



1. すべての事故・費用共通*1

- ご加入者^①または被保険者^②の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 汚染物質の排出等(突発的な事故によって不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、東京海上日動に通知されたものを除きます。)または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理
- 石綿(アスベスト)または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- 被保険者またはその業務の補助者による次の行為の遂行またはその結果
 - 医療行為等
 - はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為のうち、特定の施術
 - 医師法等に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、

垢すりまたはアロマトラピー等

- ⑤法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
- ⑥LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務
- ⑦スキューバダイビング、山岳登山等の運営、指導、監督または引率
- (8) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (9) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (10) 被保険者の使用人が、その被保険者の業務に従事中に被った身体の障害^③に起因して、その被保険者が負担する賠償責任
- (11) サイバー攻撃^④*2

*1 「**基本補償⑥** リコール事故の補償」、 「**基本補償⑦** 弁護士費用等(事業用)の補償」には適用しません。

*2 「**基本補償⑤** サイバー・情報漏えい事故の補償」には適用しません。また、「**基本補償④** 借用不動産損壊事故の補償」については、サイバー攻撃によって借用不動産について火災、破裂・爆発が生じた場合は適用しません。

2. 基本補償①～⑦固有

基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

- 自動車、原動機付自転車、航空機または施設^①外における船舶・車両・動物の所有・使用・管理*3
- 飛散防止対策等の措置を取らずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料・鉄粉等の飛散・拡散
- ちり・ほこりまたは騒音
- 記名被保険者^②の管理下財物^③の損壊^④について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 記名被保険者以外の被保険者の管理下財物*4の損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- 託児の対象である0歳児の身体の障害*5

*3 作業場*6の内部において被保険者が所有、使用または管理している作業場内専用車^⑤による事故、従業員等所有自動車^⑥による事故ならびに犬、猫、うさぎその他の中型・小型動物および馬車の所有・使用・管理による事故を除きます。

*4 記名被保険者の管理下財物を除きます。

*5 託児による0歳児の身体障害補償特約をセットいただくことにより、補償の対象とすることができます。

*6 被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、警備員の配置、フェンス・カラーコーン・ロープの設置等により、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。

基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物^⑦または行った事業活動の結果^⑧
- 以下の財物の損壊またはその使用不能についての賠償責任
 - 生産物^⑦
 - 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
 - 完成品^⑧
 - 製造品・加工品^⑨
- 生産物または仕事の目的物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示

- (4) 次の生産物

・たばこ・電子たばこ等
・武器

・航空機・ロケット・人工衛星・宇宙船等(航空機等の胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造、販売または提供した財物を含みます。)

・医薬品またはその原材料*7もしくはその成分として使用を予定されている財物

・DES、トリアゾラム、レトリプトファンまたは体内移植用シリコーン

- (5) 航空機・ロケット・人工衛星・宇宙船等の保守・点検・修理の結果
 - (6) 事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
 - (7) 土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または浚渫工事の結果
 - (8) リコール措置
- *7 添加物を含みます。

基本補償③ 管理下財物事故の補償

〈賠償損害〉

- (1) 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)*8に記載の事由等
- (2) 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- (3) 次の管理下財物について発生した管理下財物事故^⑩
 - ①植物、動物、蕪草、き草、稿本、設計書、雛型等
 - ②被保険者が運送を受託した貨物(貨物の損壊等が作業場の内部において発生した場合を除きます。)
 - ③被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品

*8 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、以下のものを除きます。

- ・自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理
- ・施設外における船舶の修理・点検・加工・整備

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任に関する補償

2. 基本補償①～⑦固有

- (4) 被保険者が被保険者の管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた管理下財物事故
- (5) 自然発火・自然爆発した被保険者の管理下財物自体の損壊
- (6) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- (7) ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- (8) 被保険者の管理下財物が寄託者その他財物の正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された管理下財物事故
- (9) 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
- (10) 消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- (11) 保管・修理・点検・加工・整備を目的として寄託された被保険者の管理下財物について、保管施設外で発生した管理下財物事故(業務の通常の過程として一時的に保管施設外で管理している間に発生したものを除きます。)
- (12) 修理・点検・加工・整備に関する技術の拙劣または仕上不良
- (13) 付属品²のうち、管理自動車²に定着されていないカーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた管理自動車事故²(管理自動車の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生した管理自動車事故を除きます。)
- (14) 自動車使用不能損害事故のうち、以下のいずれかの期間において発生したもの
 - ①使用不能による損害が発生した最初の日からその日を含めて3日目または被害者がその発生を知った日のいずれか遅い日まで
 - ②使用不能による損害が発生した最初の日からその日を含めて31日目以降
- (15) 支給財物²、リース・レンタル財物²または保管・修理等を目的として寄託された財物の使用不能
- (16) リース・レンタル財物盗取・詐取事故
- (17) リース・レンタル財物に生じた以下の損壊
 - ①保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊
 - ②電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- (18) リース・レンタル財物または工事中機械器具¹に生じた汚損、すり傷、塗料の剥がれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、その機能に支障のないもの
- (19) 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物事故
- (20) 次のいずれかの者が運転する自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品に生じた損壊等
 - ①運転する地における法令に定められた運転資格を持たない者
 - ②麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態の者
 - ③酒気を帯びた者

〈コインロッカー等収納品見舞費用〉

- (21) 前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)^{*2}に記載の事由等
- (22) 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- (23) 被保険者が所有し、または私的な目的で使用する財物に生じた事故
- (24) 財物の使用不能

*1 建設用工作車、建設機械、測量機器、工具類(電動工具を含みます。)、金型等をいいます。ただし、リース・レンタル財物を除きます。

*2 前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償

〈賠償損害・借用不動産修理費用共通〉

- (1) 前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)^{*3}に記載の事由等
- (2) 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み

- (3) 借用不動産²の修理・改造・取壊し等の工事
- (4) 借用不動産のかし
- (5) 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
- (6) ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

〈賠償損害〉

- (7) 被保険者が借用不動産を貸主^{*4}に引き渡した後に発見された損壊

〈借用不動産修理費用〉

- (8) 借用不動産の使用または管理を委託された者の故意
- (9) ご加入者²または被保険者の破壊行為
- (10) 借用不動産に対する清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- (11) 凍結による借用不動産の専用水道管の損壊
- (12) 借用不動産に生じた汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、その機能に支障のないもの

*3 前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

*4 記名被保険者が転借人の場合は、転借人を含みます。

基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償

- (1) 次の行為
 - ①被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
 - ②被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら行われた行為
- (2) 他人の身体の障害または財物の損壊等^{*5}
- (3) 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- (4) 事業活動の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合^{*6}
- (5) 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと(火災等の原因によるものを除きます。)
- (6) 被保険者の支払不能または破産
- (7) 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害^{*7}
- (8) 記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (9) 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止・障害
- (10) 被保険者の資金決済に関する法律に規定する暗号資産交換業の遂行に関連する事由
 - (11) 記名被保険者が資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由に起因する賠償責任^{*8}
 - ①電磁的方法により記録される金額等に不応する対価を得て発行された証券等または番号・記号・その他の符号の不正な操作または移動
 - ②不正な為替取引または資金移動
- (12) 次の事由
 - ①戦争^{*9}、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②①の過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ③被害国家における重要インフラサービスの利用、提供、維持または安全保障、防衛に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
- (13) 生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任^{*10}

(14) ITユーザー行為^②に起因するサイバー・情報漏えい事故^②について、次の事由

- ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ② 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ③ 人格権・宣伝侵害事故*11

(15) IT業務^②の遂行に起因するサイバー・情報漏えい事故について、次の事由

- ① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- ② システム設計・ソフトウェア開発業務について、その業務の結果の引渡し前に、または、引渡し後1か月を経過する時まで、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合は、その事由
- ③ 人格権・宣伝侵害事故*11
- ④ 賭博に関する業務の阻害または停止
- ⑤ 記名被保険者以外の事業者の信用き損、信頼の失墜、ブランドイメージの低下または風評被害
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為

(16) 情報の漏えいまたはそのおそれについて、次の事由

- ① 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ② 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた請求

(17) 他人の身体の障害または財物の損壊等について、次の事由

- ① 前記「**基本補償 ①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)*12、「**基本補償 ②** 生産物・完成作業事故の補償」(1)～(8)*13に記載の事由等
- ② 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した次の事象
 - ・土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊
 - ・土地の軟弱化または土砂の流入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ・地下水の増減
- ③ 被保険者の管理下財物が次のいずれかに該当する場合は、その損壊等

・被保険者が所有する財物

・植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雛型等

・被保険者が運送を受託した貨物(貨物の損壊等が作業場の内部において発生した場合を除きます。)

・被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品

・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物

④ 被保険者が行い、または加担した盗取または詐欺

⑤ 被保険者の管理下財物が寄託者その他財物に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等

⑥ 支給財物、リース・レンタル財物または保管・修理等を目的として寄託された財物の使用不能

(18) 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、事業活動の追完・再履行のために要する費用(追完・再履行のために提供する財物・役務の価格を含みます。)

(19) 事業活動の結果を保証することにより加重された賠償責任

(20) 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの

(21) 日本国外でなされた損害賠償請求

*5 被保険者が使用・管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐欺に起因して発生した情報の漏えい^②またはそのおそれおよびサイバー攻撃^②に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等による損害は、補償の対象となります。

*6 サイバー攻撃に起因する他人の財物の損壊等を除きます。

*7 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムにおいて提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによって生じた著作権の侵害および記名被保険者の業務に従事する者以外の者によるサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害は補償の対象となります。

*8 サイバー・情報漏えい事故対応費用については補償の対象となります。

*9 宣戦の有無を問いません。

*10 サイバー・情報漏えい事故^②の^②による損害については補償の対象となります。

*11 人格権・宣伝侵害事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

*12 作業場内専用車による事故については、(1)を除きます。

*13 (2)③および④を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任に関する補償

2. 基本補償①～⑦固有

基本補償⑥ リコール事故の補償

- (1) 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機のかしに起因するその財物の回収等(記名被保険者が製造・販売を行った財物が、これらの原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された場合を除きます。)
 - (2) 記名被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
 - (3) 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
 - (4) 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
 - (5) 消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
 - (6) 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
 - (7) 生産物の修理のかし
 - (8) 代替品のかしまたは異物混入のおそれ
 - (9) 大麻またはその成分(化学合成されたものを含みます。)の有害な特性または作用による事故の発生またはそのおそれ
 - (10) 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
 - (11) 記名被保険者*1の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは記名被保険者*1による脅迫行為・加害行為
 - (12) 初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に記名被保険者の占有を離れた生産物の回収等
 - (13) 記名被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- *1 法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務の執行機関を含みます。

基本補償⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

〈対人被害・対物被害・経済的被害についての補償共通〉

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ①ご加入者
 - ②被保険者またはその法定相続人等
 - ③①または②の法定代理人
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 次のいずれかに該当する事由
 - ①核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ②①以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 次のいずれかに該当する事由
 - ①(2)から(4)までの事由によって発生した対象事故*2または業務妨害等^④の拡大
 - ②発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故*2または業務妨害等^④(2)から(4)までの事由による拡大
 - ③(2)から(4)までの事由に伴う秩序の混乱
- (6) 法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 他の被保険者が加害者である場合
- (9) 被保険者またはその法定相続人等が次のいずれかを行う場合に弁護士費用^④または法律相談費用^④を負担したことによって生じた損害
 - ①自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者に対する損害賠償額の支払の請求
 - ②社会通念上不当な損害賠償請求

〈対人被害・対物被害についての補償〉

- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または被保険者が麻薬等を使用した状態もしくは酒気を帯びて自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- (2) 被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故
- (4) 被保険者が麻薬等を使用した状態で発生した対人被害^④・対物被害^④
- (5) 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた対人被害・対物被害。ただし、不測かつ突発的な事由による場合を除きます。
- (6) 次の事由に起因して記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊したことによる対物被害(その事由が生じた部分についての対物被害に限ります。)
 - ①自然の消耗または劣化
 - ②ボイラースケールの進行
 - ③性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - ④ねずみ食いまたは虫食い等
- (7) 財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた対物被害。ただし、次の者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。
 - ①ご加入者^④または被保険者もしくはその法定相続人等
 - ②①に代わって記名被保険者が所有または使用する財物を管理する者
 - ③①または②の使用人
- (8) 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- (9) 被保険者が次の行為を受けたことによって生じた対人被害
 - ①診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - ②医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ③身体の整形
 - ④はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復
- (10) 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する対人被害・対物被害
- (11) 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する対人被害・対物被害
- (12) 電磁波障害に起因する対人被害
- (13) 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人被害・対物被害

〈経済的被害についての補償〉

- (1) 記名被保険者、記名被保険者の使用人または記名被保険者の執行機関もしくは構成員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
- (2) 記名被保険者、記名被保険者の使用人または記名被保険者の執行機関もしくは構成員の法令違反
- (3) 支払不能または破産
- (4) 記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為

*2 日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

3.各業種特有の補償固有

【1】工事業、警備業務、クリーニング業務を行うお客様については、前記の事由等のほか、以下の事由等によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。*3

〈工事業(被保険者が行う工事)〉

- (1) 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (2) 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した以下の事象*4
 - ・土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる工作物*5、植物または土地の損壊
 - ・土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物*5もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ・地下水の増減
- (3) 発注者への引渡しから10年が経過した仕事の目的物

〈警備業務〉

- (1) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務
- (2) 被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずにまたは認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務
- (3) 被保険者が発注者との間の警備契約書または運送契約書に基づかず遂行した警備業務

〈クリーニング業務〉

- (1) 洗たく物のかし
- (2) クリーニング業務の技術上の重大な過失(これによって火災等が発生した場合を除きます。)
- (3) 洗たく物の修理、加工または染色・色抜き
- (4) 洗たく物の使用不能
- (5) 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に被保険者に通知された損壊等

【2】人材派遣業務における不誠実行為事故、介護業務における行方不明時使用不能損害事故および居宅介護支援業務における経済的事故については、以下の事由等によって生じた損害に対して、保険金をお支払いできません。

〈人材派遣業務における不誠実行為事故〉

- (1) 保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為*6
- (2) 穴埋め行為*7(これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為*6による損害を超過する部分を除きます。)
- (3) 不誠実行為*6によって不法に領得された財物の使用不能(収益減少

を含みます。)

- (4) 行為者を特定することができない不誠実行為*6

〈介護業務における行方不明時使用不能損害事故〉

- (1) 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (2) 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為(過失犯を除きます。)
- (3) 脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
- (4) 被保険者に対してなされる法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (5) 被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞
- (6) 特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能
- (8) サイバー・情報漏えい事故*8
- (9) 行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故
- (10) 無賃乗車または無銭飲食

〈居宅介護支援業務における経済的事故〉

- (1) 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- (2) 介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
- (3) 記名被保険者の使用人による不誠実行為*6
- (4) 名誉・信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
- (5) 特許権・著作権・商標権等の知的財産権の侵害
- (6) 被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証(これによって加重された賠償責任部分に限ります。)
- (7) 日本国外でなされた損害賠償請求

*3 工事業における工事完成遅延事故については、前記「1.すべての事故・費用共通」(8)を除きます。また、警備業務については、前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)および「**基本補償③** 管理下財物事故の補償」(3)②、(11)、(13)を除きます。

*4 地盤崩壊事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

*5 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

*6 日本国内において発生した窃盗、不動産侵害、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

*7 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

*8 「**基本補償⑨** サイバー・情報漏えい事故の補償」にご加入いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

保険金をお支払いしない主な場合

休業に関する補償

主契約 太陽光 について、以下の損失および営業継続費用に対しては、**保険金をお支払いできません。**

すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「**ホームページ掲載の約款**」をご参照ください。



1.すべての事故共通

主契約 太陽光

- (1) ご加入者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用
- (3) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入（浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みません。）によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。
- (4) 被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損失および営業継続費用
- (5) 火災等の事故の際の紛失、盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用

主契約

- (6) 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用（同一敷地内で生じた火災による場合は除きます。）
- (7) 1時間未満の電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみならず損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (8) 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等または動産の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (9) 掘削機械の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (10) 万引きによって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用（万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合または万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。）
- (11) 商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害によって生じた損失および営業継続費用

主契約 太陽光

- (12) 法令等の規制によって生じた損失および営業継続費用（ただし、食中毒の疑いがある場合における行政機関による営業の禁止、停止その他の処置による損失および営業継続費用は除きます。）
- (13) 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失および営業継続費用
- (14) 以下の事由がユーティリティ設備に生じたことによって生じた損失および営業継続費用
 - ① ユーティリティ設備の能力を超える利用、他の利用者による利用の優先

- ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ③ 脅迫行為
- ④ 水源の汚染、湯水または水不足

- (15) 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (16) 自然の消耗または劣化（自然の消耗または劣化には凍害を含みません。）、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (17) 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (18) 屋根材または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (19) ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失および営業継続費用。ただし、その損害により、ユーティリティ事業者から被保険者への電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害された場合を除きます。

主契約

- (20) 保険の対象に損害が生じたことによって家賃収入に生じた損失およびその損害による家賃収入の減少を防止または軽減するために生じた営業継続費用
- (21) 保険の対象に損害が生じたことによって太陽光発電の売電収入に生じた損失およびその損害による太陽光発電の売電収入の減少を防止または軽減するために生じた営業継続費用

主契約 太陽光

- (22) 以下の事由によって生じた損失および営業継続費用
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - ⑤ 発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
 - ⑥ 上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (23) サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた営業継続費用。ただし、サイバー攻撃によって、保険の対象である占有物件または隣接物件に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

2.電氣的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

主契約 太陽光

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失および営業継続費用
- (2) ご加入者または被保険者の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用

主契約

- (3) 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製

造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

主契約 太陽光

- (4) 以下の事由により保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
 - ① 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業上の過失または技術の拙劣
 - ② 保険の対象の置き忘れまたは紛失

2.電氣的・機械的事故、その他偶然的破損事故等固有

- ③詐欺または横領
- ④土地の沈下、移動、隆起、振動等

主契約

- (5) 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (6) 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (7) 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害によって生じた損失および営業継続費用
- (8) 楽器の弦のみ、打皮のみに生じた破損による損害や音色または音質の変化の損害によって生じた損失および営業継続費用

主契約 太陽光

- (9) 工事の発注者に被保険者が含まれている新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物もしくは組立または据付中の屋外設備装置または設備・^{びやう}器等について、その工事に起因して損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

主契約

- (10) 以下の物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
 - ①商品・製品等である動物、植物

- ②設備・^{びやう}器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

- (11) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

主契約 太陽光

- (12) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

主契約

- (13) 設備・^{びやう}器等である医療用機器(医療用機器の体内挿入部位、^{めい}子・メス・聴診器・注射器等の器具類等)に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

- (14) 保険の対象である美術品に格落損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

主契約 太陽光

- (15) 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損失および営業継続費用

3.食中毒固有

主契約

脅迫行為によって生じた損失および営業継続費用

保険金をお支払いしない主な場合

工事に関する補償

以下の損害または費用に対しては、**保険金をお支払いできません。**

すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「**ホームページ掲載の約款**」をご参照ください。



1.すべての工事共通

- (1) ご加入者^①、被保険者^②、またはこれらの代理人、工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入（浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みます。）によって生じた損害。ただし、火災等の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた場合を除きます。
- (4) 寒気、霜または氷によって生じた損害
- (5) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (6) 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- (7) 保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- (8) 工事中用仮設材として使用される矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害（対象工事が土木工事^③に該当する場合は、工事中用仮設材として使用されるものに限りません。）
- (9) 保険の対象のかしの損害
- (10) 自然の消耗または劣化（自然の消耗または劣化には凍害を含みます。）、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害
- (11) ご加入者^①、被保険者^②または工事現場責任者が、工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- (12) ご加入者^①または被保険者^②が、対象工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- (13) 以下の事由によって生じた損害
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - ⑤ 発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
 - ⑥ 上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (14) 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去（再施工を含みます。）するための費用
- (15) 湧水の止水または排水費用
- (16) サイバー攻撃^④によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

2.土木工事^③固有

- (1) 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- (2) 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- (3) 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- (4) 切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- (5) ケーソンの沈設不能の損害
- (6) 沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- (7) シールド機械または推進管の推進不能の損害
- (8) 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- (9) 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事の目的物について生じた土砂崩壊を除きます。
- (10) 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
- (11) コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れを除きます。
- (12) 支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。
- (13) 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物（工事中用仮設材として使用されるものを除きます。）の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- (14) 不発弾または機雷によって生じた損害
- (15) 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。
- (16) 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- (17) ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向もしくは位置の矯正に要する費用
- (18) ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- (19) 排水溝等に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合を除きます。
- (20) 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である、矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- (21) 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- (22) 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

財産に関する補償

以下の損害に対しては、**保険金をお支払いできません。**

すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「**ホームページ掲載の約款**」をご参照ください。



1.すべての事故共通

- (1) ご加入者^①、被保険者^②、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みます。)によって生じた損害。ただし、火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。
- (4) 被保険者^②、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損害
- (5) 火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害
- (6) 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害(同一敷地内で生じた火災による場合は除きます。)
- (7) 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害
- (8) 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等^③または動産の盗難によって生じた損害
- (9) 掘削機械の盗難によって生じた損害
- (10) 万引きによって商品・製品等に生じた損害(万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合または万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。)
- (11) 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- (12) 自然の消耗または劣化(自然の消耗または劣化には凍害を含みます。)、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害
- (13) 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害
- (14) 屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等の屋根材または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害(ただし、火災等の事故によって損害が生じた場合は除きます。)
- (15) 以下の事由によって生じた損害
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。))もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
 - ⑤ 発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
 - ⑥ 上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (16) サイバー攻撃^④によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃^④によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

2.電氣的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (2) ご加入者^①または被保険者^②の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害
- (4) 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (5) 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- (6) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (7) 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
- (8) 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- (9) 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に生じた損害
- (10) 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害
- (11) 楽器の弦のみ、打皮のみに生じた破損による損害や音色または音質の変化の損害
- (12) 工事の発注者に被保険者^②が含まれている新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物、組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等について、その工事に起因して生じた損害
- (13) 以下の物に生じた損害
 - ① 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 設備・什器等であるハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
 - ③ 設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
 - ④ 保険の対象である建物に付属する生垣
 - ⑤ 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (14) 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害
- (15) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
- (16) 設備・什器等である医療用機器(医療用機器の体内挿入部位、鉗子・メス・聴診器・注射器等の器具類等)に生じた損害
- (17) 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者^②に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

ペットネーム・名称について

ペットネーム・略称	正式名称
ビジネス総合保険制度	事業活動包括保険
賠償責任に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(賠償責任補償条項)
休業に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(休業補償条項)
財産に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(財産補償条項)
工事に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(財産補償条項) + 工事危険補償特約

尚、それぞれ団体の制度ペットネームは以下のとおりです。

団体名	ペットネーム
日本商工会議所	超ビジネスプロテクト
全国商工会連合会	商工会のビジネス総合保険
全国中小企業団体中央会	超ビジネスアシスト

	用語	解説
共通	加入者	ご加入の保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、ご加入の保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
	記名被保険者	加入者票の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された方をいいます。
	サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為*1をいい、以下の行為を含みます。 ① コンピュータシステムへの不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール*2 ④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為 <small>*1 正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。 *2 他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。</small>
	支払限度額	お支払いする保険金の限度額をいいます。
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は被保険者☑が第三者より受け取ったものに限りです。
	被保険者	補償を受けることができる方をいい、補償ごとに以下に該当する方をいいます。 賠償責任に関する補償 補償を受けることができる方をいいます。補償によって異なるため、詳しくはP.60をご確認ください。 休業に関する補償 主契約 太陽光 保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る方で、加入者票に記載されている方 工事に関する補償 対象工事ごとに、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する方 (1)記名被保険者☑ (2)対象工事の工事関係者のうち、以下の ① ~ ③ のいずれかに該当する方 ① 記名被保険者☑でない受注者または発注者 ② 記名被保険者☑の下請負人となる専門工事業者、機器メーカーおよび供給者 ③ 保険の対象にリース・レンタル物件が含まれる場合は、その物件を所有しているリース・レンタル業者 財産に関する補償 保険の対象の所有者で、加入者票に記載されている方
	保険金額	ご加入金額をいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

賠償責任に関する補償

用語	解説
IT業務	日本国内における事業活動のうち、以下の業務をいいます (ITユーザー行為を除外します。) ①システム設計・ソフトウェア開発業務 ②情報処理・提供サービス業務 ③ポータルサイト・サーバ運営業務 ④アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 (①を除きます。) ⑤インターネット利用サポート業務 ⑥システム保守・運用業務 (①を除きます。) ⑦電気通信事業法が規定する電気通信業務 ⑧その他①から⑦までに準ずる業務
ITユーザー行為	事業活動のうち、以下の行為をいいます。 ①コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステム*3の所有・使用・管理を除きます。 ②①のコンピュータシステムを使用して行うプログラムまたはデータの提供 (記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。 *3 他人のためのコンピュータシステムとは、記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション、ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
介護業務	以下の業務またはサービスをいいます。 ①介護保険法に規定される業務 ②障害者総合支援法に規定される業務 ③ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習 ④その他①から③までに準ずる業務またはサービス
完成品	生産物を原材料、部品 (添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
管理下財物	以下の財物をいいます。ただし、⑦に規定するものについては、その財物を紛失し、またはその財物が盗取もしくは詐取された場合に限り、管理下財物とみなします。 ①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物 (その作業の対象となっている部分をいいます。) ③他人から借りている財物 (リース契約により占有する財物を含みます。) ④保管施設において保管を目的として預かっている財物 ⑤コインロッカー等に一時的に収納された他人の財物 (④の財物を除きます。) ⑥支給財物 ⑦事業活動が商法第596条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物 (①～⑥の財物を除きます。)
管理下財物事故	次の事由に起因する被保険者の管理下財物の損壊等をいいます。 ①被保険者による施設の所有・使用・管理 ②被保険者による事業活動の遂行
管理自動車	被保険者の管理下財物である自動車・原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいいます。ただし、リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車・原動機付自転車を含みません。
業務妨害等	次のものまたはそのおそれをいいます。 ①記名被保険者の業務が威力・脅迫・強要・不退去・性的な言動・偽計・虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶発的な事由 (第三者の行為によるものに限ります。))により妨害されること。ただし、②および③を除きます。 ②記名被保険者が所有する特許権・著作権・商標権等の知的財産権が侵害されること ③記名被保険者が詐欺に遭うこと
居宅介護支援業務	以下の業務をいいます。 ①介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査 ②要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断 ③介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援
経済的被害	記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものおよび対人被害・対物被害を伴うものを除きます。
サイバー・情報漏えい事故	以下のものをいいます (ただし、①について情報の漏えいもしくはそのおそれまたは他人の身体の障害・財物の損壊等を除きます。) ①記名被保険者のITユーザー行為・IT業務の遂行に起因して生じた他人の事業の休止・阻害、磁氣的・光学的に記録された他人のデータ・プログラムの滅失・破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。) またはこれら以外の不測の事由による他人の損失の発生 ②記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じた情報の漏えいまたはそのおそれ ③記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの

用語	解説
サイバー・情報漏えい事故対応費用	<p>次の費用のうち、その額および使途が社会通念上妥当であるものをいいます。</p> <p>①サイバー攻撃対応費用 セキュリティトラブル^②に対応するための次の費用。ただし、サイバー攻撃^②のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃^②が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃^②のおそれが外部通報^{*1}によって発見されていたときに支出する費用に限りです。 ア.コンピュータシステム遮断費用 イ.サイバー攻撃^②の有無確認費用</p> <p>②原因・被害範囲調査費用 セキュリティトラブル^②の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用</p> <p>③相談費用 セキュリティトラブル等^{*2}に対応するために直接必要な次の費用 ア.弁護士費用^④ イ.コンサルティング費用 ウ.風評被害拡大防止費用</p> <p>④コンピュータシステム復旧費用 ア.データ等復旧費用 イ.コンピュータシステム損傷時対応費用(セキュリティトラブル^②によりコンピュータシステムの損傷が発生した場合の修理費用^{*3}や代替として一時的に使用する代替物の賃借費用等)</p> <p>⑤その他事故対応費用 ア.人件費 イ.交通費・宿泊費 ウ.通信費・コールセンター委託費用等 エ.個人情報漏えい通知費用 オ.社告費用 カ.個人情報漏えい見舞費用^{*4} キ.法人見舞費用 ク.公的調査対応費用 ケ.損害賠償請求費用 コ.身体障害見舞費用</p> <p>⑥再発防止費用 同種のセキュリティトラブル^②による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用。ただし、②から④までの費用、セキュリティトラブル^②の発生の有無にかかわらず被保険者^②が支出する費用および「サイバー・情報漏えい事故^②」①のうちIT業務^②の遂行に起因して生じたものによる損害の再発防止のために支出する費用を除きます。</p> <p>⑦訴訟対応費用^② ^{*1} 次のいずれかをいいます。 ア.公的機関からの通報 イ.記名被保険者^②が使用・管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告 ^{*2} セキュリティトラブル^②および風評被害トラブル^{*5}をいいます。 ^{*3} 携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品の修理費用を除きます。 ^{*4} 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限りです。 ^{*5} セキュリティトラブル^②に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者^②の業務が妨害されることまたはそのおそれをいい、セキュリティトラブル^②が発生しているかどうかを問いません。</p>
作業場内専用車	<p>作業場の内部において被保険者^②が事業活動の遂行のために所有、使用または管理するブルドーザー、フォークリフト、ゴルフカート等の特定の車両をいいます。</p>
支給財物	<p>設置作業の目的物、記名被保険者^②が請け負った工事(機械・家具類修理を含みます。)の遂行のために他人から支給された資材または工事用仮設建物もしくは工事用仮設物の材料であって、他人が所有しているものをいいます。</p>
事業活動の結果	<p>仕事が終了または放棄された後のものをいいます。仕事の目的物の引渡しを要するときは、「仕事が終了」とするのは、「引渡し」とします。</p>
事故対応期間	<p>被保険者^②が最初にセキュリティトラブル等^{*6}を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。 ^{*6} セキュリティトラブル^②および風評被害トラブル^{*7}をいいます。 ^{*7} セキュリティトラブル^②に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者^②の業務が妨害されることまたはそのおそれをいい、セキュリティトラブル^②が発生しているかどうかを問いません。</p>
施設	<p>記名被保険者^②が所有、使用または管理するすべての不動産または動産であって、日本国内に所在するものをいいます。</p>
自賠償保険契約	<p>自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約または責任共済契約をいいます。</p>
借用不動産	<p>記名被保険者^②が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する日本国内に所在する不動産のうち、契約の種類ごとに以下のものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含み、土地および植物を除きます。 ①契約の種類が「包括型」の場合:すべての不動産 ②契約の種類が「選択型」の場合:加入者票に記載の不動産</p>
借用不動産修理費用	<p>借用不動産^②の貸主^{*8}との契約に基づき、借用不動産^②を損壊^②が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、以下の財物に対する修理費用を除きます。 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣等の借用不動産^②使用者の共同の利用に供せられるもの ^{*8} 記名被保険者^②が転借人の場合は、転借人を含みます。</p>
従業員等所有自動車	<p>従業員等(記名被保険者^②の使用人および、請負契約、委任契約、派遣契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者をいいます。)が所有または常時使用する自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、記名被保険者^②が所有または借用するものを除きます。</p>

用語	解説
☑ 使用人・役員等	次のいずれかの者をいいます。ただし、記名被保険者②の業務に関する場合に限りです。 ①記名被保険者②の使用人 ②記名被保険者②が法人である場合は、その執行機関 ③記名被保険者②が法人以外の社団である場合は、その構成員 ④事業場において記名被保険者②のために労働に従事する者*9 ⑤①、②、③または④となるために申込みを行った者*10 *9 ①から④までに該当する者を除きます。 *10 記名被保険者②が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。
☑ 情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ①個人情報 ②法人情報 ③①または②以外の公表されていない情報
☑ 初期対応費用	被保険者②が事故の初期対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 ①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ②事故現場の取り片付け費用 ③被保険者②*11の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ④通信費 ⑤身体障害見舞費用*12 ⑥書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ⑦その他①から⑥までに準ずる費用*13 *11 記名被保険者②およびその下請負人・発注者に限りです。 *12 対人事故において、その身体の障害②について被保険者②が支払う見舞金・香典・見舞品購入費用をいいます。 *13 対人事故以外の事故において被保険者②が支払った見舞金または見舞品購入費用を除きます。
☑ 人格権侵害	以下のものをいいます。 ①被保険者②によって行われた不当行為*14による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害 ②被保険者②によって行われた侵害行為*15による使用人・役員等②の精神的苦痛またはこれらの者の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害 *14 以下の行為をいいます。 ①不当な身体の拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示 *15 日本国内において行われた以下の行為をいいます。 ①募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと ②職場において行われる性的な言動に対する使用人・役員等②の対応によりその使用人・役員等②に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること
☑ 身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
☑ 信頼回復広告費用	【事故対応費用補償特約】以下の費用のうち、記名被保険者②が書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出したものをいいます。 ①休業または営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 ②事故の直接の結果として落ち込んだ生産物②のマーケティングシェア等を回復するために、記名被保険者②が行った広告宣伝活動に要した費用*16 ③以下の対策についての助言の対価としてのコンサルティング費用 ア.②に規定する広告宣伝活動対策 イ.再発防止策*17 【リコール事故の補償】リコールの実施によって失われた記名被保険者②または回収等実施者の信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用*18をいいます。 *16 事故の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。 *17 事故が対人事故である場合に限りです。 *18 リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
☑ 生産物	【下記以外】記名被保険者②が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、記名被保険者②の占有を離れた財物をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 【リコール事故の補償】記名被保険者②の占有を離れた財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。 【不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約】記名被保険者②が日本国内で製造または販売し(製造または販売以外の方法による提供を含みません。)、かつ、記名被保険者②の占有を離れた財物(土地および建物を除きます。)をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
☑ 生産物・仕事の目的物	以下の財物をいいます。 ①生産物② ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
☑ 製造品・加工品	生産物②もしくは完成品②が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物をいいます。

賠償責任に関する補償

用語	解説
セキュリティトラブル	<p>基本補償⑥ サイバー情報漏えい事故の補償</p> <p>①サイバー・情報漏えい事故 ②記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃 ③②のおそれ(ただし、この③は、「サイバー・情報漏えい事故対応費用」のうち、「サイバー攻撃対応費用」についてのみ、セキュリティトラブルに含まれるものとします。)</p>
宣伝侵害	<p>記名被保険者が製造、販売もしくは提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した他人の著作権の侵害または他人もしくはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害をいいます。</p>
訴訟対応費用	<p>被保険者が訴訟対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。</p> <p>①被保険者*1の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用 ②被保険者*1の役員または使用人の交通費・宿泊費 ③増設コピー機のリース費用 ④被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ⑤事故原因の調査費用 ⑥意見書・鑑定書の作成費用 ⑦相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p> <p>*1 記名被保険者およびその下請負人・発注者に限りませす。</p>
損壊、損壊等	<p>「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいい、「損壊等」とは、損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。</p>
対人・対物事故	<p>「対人事故」とは、他人の身体の障害をいい、「対物事故」とは、他人の財物の損壊をいいます。</p>
対人被害	<p>被保険者が業務上の事由(通勤を含みます。)により身体の障害を被ることをいいます。</p>
対物被害	<p>記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。</p>
付属品	<p>以下のいずれかに該当するものをいいます。*2</p> <p>①自動車または原動機付自転車に定着*3または装備*4されている物 ②車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物</p> <p>*2 燃料、ボディカバー、洗車用品、積載物ならびに法令により自動車または原動機付自転車に定着または装備することを禁止されている物および通常装飾品とみなされる物を含みません。 *3 ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 *4 自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。</p>
弁護士費用	<p>東京海上日動の承認を得て被保険者およびその法定相続人等が委任した弁護士等または裁判所等に対して、東京海上日動の承認を得て支出する次の費用をいいます。ただし、法律相談費用および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。</p> <p>①弁護士等への報酬 ②訴訟費用 ③仲裁、和解または調停に必要とした費用 ④①から③までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用</p>
法律相談費用	<p>次の法律相談の対価として、弁護士、司法書士または行政書士に対して、東京海上日動の承認を得て支出する費用をいいます。ただし、被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士、司法書士または行政書士に対して定期的に支払う報酬を除きます。</p> <p>①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う司法書士法に定める相談および書類の作成 ③行政書士が行う行政書士法に定める相談および書類の作成</p>
リース・レンタル財物	<p>リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。ただし不動産を除きます。</p>
リコール費用	<p>以下に掲げるものをいいます。ただし、①～⑫の費用については、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限りませす。</p> <p>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価(金銭に代えて提供する金券等を含みます。また、記名被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額に限りませす。)およびその返還に直接要する手数料、送料等の費用 ⑦回収生産物または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用 ⑫回収生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者に依頼するための費用*5 ⑬信頼回復広告費用 ⑭在庫品(在庫品の原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。)廃棄関連費用 ⑮コンサルティング費用</p> <p>*5 回収生産物の購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除きます。</p>

賠償責任に関する補償



	用語	解説	
休業に関する補償	粗利益	主契約 売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高をいいます。 太陽光 太陽光発電の売電収入額から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高をいいます。	
	粗利益率	主契約 粗利益を売上高(建設業の場合は完成工事高)で除した割合をいいます。ただし、家賃収入額および太陽光発電の売電収入額が売上高に含まれる場合は、これらの売上高および粗利益は除いて計算します。 太陽光 粗利益を太陽光発電の売電収入額で除した割合をいいます。	
	売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残高をいいます。	
	仕入物	被保険者が、直接仕入先から商品・製品等として仕入れる財物をいいます。ただし、対象とならないものがありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。	
	震度観測点	気象庁が震度情報の発表に活用している気象庁震度観測点をいい、地方公共団体震度観測点および国立研究開発法人防災科学技術研究所震度観測点は、含みません。	
	太陽光売電収入減少額	標準太陽光売電収入額から保険金支払対象期間の太陽光発電の売電収入額を差し引いた残高をいいます。	
	太陽光発電の売電収入額	被保険者が太陽光発電による電力の売却により得る収入の総額をいいます。	
	直接仕入先	被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。	
	直接納品先	被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。	
	納品物	被保険者が、直接納品先に対して商品・製品等として納品する財物をいいます。ただし、対象とならないものがありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。	
	標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の売上高をいいます。	
	標準太陽光売電収入額	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の太陽光発電の売電収入額をいいます。	
	工事に関する補償	家賃収入	建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。 ①水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ②権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③賄料 ④共益費、管理費等 ⑤建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金
工所用仮設備		工事を行うために工事現場において一時的に設置される発電機、パッチャープラント、受電設備、変電設備、荷役設備等をいいます。	
工所用機械器具		建設用工作車、建設機械、測量機器、工具類(電動工具を含みます。)、金型等をいいます。	
支給材料		発注者、請負業者等の工事関係者から支給される機械、家電品、部品、材料等の本工事の目的物となる物をいいます。	
土木工事		対象工事ごとに、主たる工事が以下の①～⑥までの工事種類に該当する工事をいいます。 ①道路舗装工事 ②上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 ③土地造成・地盤改良工事 ④道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事 ⑤埋立・河川・港湾・海岸工事 ⑥ダム建設工事	
財産に関する補償		高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
		再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な金額をいいます。
		最大物件	選択した補償範囲において、保険の対象の価額が最大の屋外設備装置をいいます。
		時価額	保険の対象の再取得価額による評価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。
		主要保管場所	選択した補償範囲において、保険の対象の種類ごとに次の①②の単位で比較して保険の対象の価額がより大きい場所をいいます*6*7。 ①保険の対象となる設備・什器等または商品・製品等を収容する建物のうち、保険の対象の価額が最大の建物 ②保険の対象となる建物内に収容されていない設備・什器等または商品・製品等が所在する敷地内のうち、保険の対象の価額が最大の敷地内 *6 ①が大きい場合は、主要保管場所は「建物内」となります。 *7 ②が大きい場合(①と②が同じ場合を含みます。)は、主要保管場所は「建物外」となります。
		保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
		保険の対象の価額	再取得価額を評価基準とする場合は、保険の対象の再取得価額をいい、時価を評価基準とする場合は、保険の対象の時価額をいいます。ただし、貴金属、宝玉もしくは宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額*8をいいます。 *8 再作成に要する金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。
輸送中		保険の対象である商品・製品等が輸送開始のために、発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(輸送に伴う一時保管を含みます。)を経て、仕向地における保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時までをいいます。	



ご加入にあたってのご注意事項

- 加入依頼書等に★または☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

告知義務	加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)
通知義務	加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合は、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

- 加入依頼書等に○が付された事項は、ご加入の内容によってご加入に関する重要な事項(告知事項)となることがあります。

詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

- 通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご加入の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせをご案内できないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

〈すべての補償共通〉

- ・ご加入者 ② の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・相続、合併その他の包括承継があった場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

〈財産に関する補償〉

- ・建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡するときは、あらかじめご連絡ください(ご連絡がない場合は、建物等を譲渡・売却した時に保険契約は失効します。)
- ・建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の評価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。

- 保険料は、ご加入される補償、特約、所在地、支払限度額 ④、免責金額 ⑤、業種、保険料算出基礎数字(売上高・完成工事高、太陽光発電の売電収入額 ⑥等)、過去の損害発生状況等によって決定されます。
- この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約や共済契約がある場合は、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。
- 賠償責任に関する補償において、被保険者 ② に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者 ② が東京海上日動に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者 ② は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、東京海上日動に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、東京海上日動が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ①被保険者 ② が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者 ② への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者 ② の指図に基づき、東京海上日動から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご加入の代理店と有効に成立したご加入につきましては、東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- ご加入にあたっては、加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、団体宛に提出してください。

加入手続き締切日	保険期間
毎月末日まで	加入手続き月の翌月1日午後4時*1 ~ 翌年応当日午後4時(1年間)

*1 ご加入者 ② からのお申出により、加入依頼書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻です。

MEMO

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

賠償責任に
関する補償

休業に関する補償

工事に関する補償

財産に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご加入に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない主な場合

用語解説

ご加入にあたっての
ご注意事項



情報提供のご案内(メールアドレスご登録のお願い)

自然災害等の有事の際はもちろん、**平時の事業活動**をご支援する**各種情報**をお届けします。

ご登録 方法

- ✓ 契約加入依頼書のE-MAIL欄にメールアドレスをご記入ください。
- ✓ 事前に名刺等を頂ければ、入力のうえ契約申込書を作成します。

※メールアドレスご登録後お客様アンケートのご協力もお願いしています。

このパンフレットは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)の内容をご紹介したものです。ご加入に際しては、必ず「ビジネス総合保険制度重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細はホームページ掲載の約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入依頼書等において本冊子を「パンフレット」と記載することがあります。

団体名	ホームページURL・約款掲載先URL
日本商工会議所	https://www.ishigakiservice.jp
全国商工会連合会	https://www.shokokai.or.jp/
全国中小企業団体中央会	https://www.chuokai.or.jp/

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間：平日・土日祝 午前**9時**～午後**6時**

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/